

# 国土強靱化地域計画

令和2年8月

西ノ島町

# 目次

1. 基本的考え方 .....	2
(1) 計画策定の背景.....	2
(2) 計画の位置づけ.....	2
(3) 計画の見直し.....	2
(4) 計画の推進.....	3
(5) 基本目標と事前に備えるべき目標.....	3
(6) 国土強靱化に取り組むにあたっての基本的な方針.....	3
2. 防災環境 .....	4
(1) 自然環境の特性.....	4
(2) 社会環境の特性と変化.....	4
(3) 災害履歴.....	4
3. 脆弱性評価と推進方針の検討.....	9
(1) 実施手順.....	9
(2) 枠組み.....	9
4. 施策分野ごとの推進方針 .....	11
(1) 行政機能.....	11
(2) 住宅・都市・土地利用.....	14
(3) 保健医療・福祉、教育.....	17
(4) エネルギー、ライフライン.....	18
(5) 情報通信.....	19
(6) 交通・物流.....	20
(7) 経済産業.....	22
(8) 国土保全.....	23
(9) 環境.....	24
(10) 横断的分野（避難訓練・防災組織・防災教育）.....	25
(11) 横断的分野（老朽化対策）.....	26
別紙 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価 .....	27
1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる.....	27
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）.....	31
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する.....	37
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する.....	39
5. 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない.....	39
6. 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る.....	40
7. 制御不能な二次災害を発生させない.....	44
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する.....	45

## 1. 基本的考え方

### (1) 計画策定の背景

平成23年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災/減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布/施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」（以下「国の基本計画」という。）が閣議決定された。国土強靱化とは、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものである。

また、国土強靱化地域計画とは、自然災害の種類や規模に関わらず、災害発生時に想定される「起きてはならない最悪の事態」を回避するための「平時」に必要な施策について、脆弱性評価に基づき、今後の取組方針をまとめるものである。

西ノ島町においては、大規模自然災害等への備えとして、西ノ島町地域防災計画における予防計画に基づく風水害や災害に対する直接的な予防対策をはじめ、国土強靱化に資する様々な施策を行ってきたところであり、このたび、国や県の動きに併せ、西ノ島町の強靱化に関する施策の推進に関する基本的な指針として、本計画を策定するものである。

#### 《本町における国土強靱化に関する近年の主な取組み》

##### ①防災関係計画

- ・西ノ島町地域防災計画（H25）
- ・西ノ島町業務継続計画の策定（H29）

##### ②耐震化、老朽化対策

- ・西ノ島町耐震改修促進計画（H28）
- ・西ノ島町公共施設等総合管理計画（H28）

※個別施設の長寿命化計画については、施設担当課において随時策定

##### ③情報伝達体制の整備

- ・全国瞬時警報システム（Jアラート）及び防災無線自動起動機の更新（H30）
- ・CATV、情報アプリの整備（H30）
- ・防災行政無線（同報系）の更新（デジタル化）（R2～R3）

##### ④その他災害活動体制の整備

- ・防災拠点となる庁舎の建て替え（R2）

#### 《国土強靱化の対象施策》

### 国土強靱化

災害予防のための直接的な対策  
（地域防災計画における予防計画）  
（例）河川等氾濫の防止対策、土砂災害の予防対策、医療体制の整備、防災施設、装備等の整備など

災害発生時に必要なリスク回避のための間接的な対策  
（例）交通ネットワークの整備（道路、港湾、ヘリポート等）、再生可能エネルギーの導入促進など

### (2) 計画の位置づけ

本画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災/減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、西ノ島町の国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な指針である。

### (3) 計画の見直し

本計画の推進期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの概ね5年間とするが、今後の社会経済情勢の変化や、国、県、町の国土強靱化の施策の推進状況などに応じ、計画を

見直すこととする。また、町政の基本方針となる「西ノ島町総合振興計画」を始め、町の他の各種計画と整合した計画とする。

#### (4) 計画の推進

本計画に基づく各種施策については、行政評価のなかで成果参考指標として進捗状況等を把握し、翌年度以降の取組みに反映させていく。なお、本計画で設定した「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生しても多大な被害が発生するものであること、また、各施策は複数の分野に資する場合が多いことなどから、事態別の重点化や、施策分野/各施策別の優先順位付けは行わず、各施策のなかで必要に応じて重点化や優先順位付けを行う。

#### (5) 基本目標と事前に備えるべき目標

国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画と島根県国土強靱化計画との調和を保つため、本計画の基本目標と、基本目標を達成するための事前に備えるべき目標については、次のとおりとする。

##### 《基本目標》

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②町及び社会の重要な機能が致命的な損害を受けず維持されること
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④迅速な復旧復興を図ること

##### 基本目標を達成するための《事前に備えるべき目標》

- ①大規模自然事前災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

#### (6) 国土強靱化に取り組むにあたっての基本的な方針

本画は、国土強靱化基本計画と島根県国土強靱化計画との調和を保つため、基本目標と、基本目標を達成するための事前に備えるべき目標を、両計画を踏まえ次のとおりとする。

##### 1) 国土強靱化の取組姿勢

- ①強靱性を損なう本質的原因が何かをあらゆる面から吟味しつつ取り組む
- ②短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む
- ③各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、地域の活性を高め依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自立・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つ
- ④あらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する

##### 2) 適切な施策の組み合わせ

- ①ハード対策（防災施設整備、耐震化、代替施設の確保等）とソフト対策（訓練、防災教育等）を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する
- ②「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、県、町、民間が適切に連携及び役割分担して強靱化に資する適切な対策を講ずる
- ③平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する

##### 3) 効果的な施策の推進

- ①人口減少による需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえる

- ②既存の社会資本を有効活用し、民間資金の積極的な活用を図る
- ③施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する

#### 4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ①人のつながりやコミュニティ機能の向上と、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める
- ②女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講ずる
- ③自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する

## 2. 防災環境

### (1) 自然環境の特性

#### 1) 地形

本町が占める西ノ島は東北から南西へ半月形に湾曲しており、島の東西を走る標高 200m から 300m の山脈が脊梁となって内海側と外海側とに分かれている。外海側は日本海の手食作用を受けた断崖や湾が続き、西北岸の三度には集落が存在する。また、内海側も屈曲した湾が連なり、湾に沿って集落が発達している。このため、津波の被害を受けやすい。集落の背後は山腹等急傾斜が多く、山腹崩壊や落石の危険がある。

河川は、大山 1 号川、大山 2 号川、美田川、大橋川、三度川、中田川等が流域の農耕に利用されているが、豪雨になると上流の傾斜が急なため直ちに氾濫し、数度災害に見舞われている。

#### 2) 地質

西ノ島の地質は、ほとんど輝石安山岩からなっているが、別府から美田に至る台地及び浦郷のタヤ崎付近に第 3 紀層、焼火山から麦山鼻に至る半島及び宇賀倉ノ谷付近、耳浦付近に粗面岩、由良の一部並びに三度集落に沖積層、蛸崎桂島灘に粗面岩逆流、大山集落付近に閃長岩が僅かに存在する。

このような地質層構成から、土壌は一般に表土が浅く灰白色の壤土と赤色又は灰色の植土により成り、強粘性で排水が悪く酸性である。

また、丘陵の上や山腹には火山岩の岩盤が露出しているところがあり、地下水は少なく土地は極めて薄い。

### (2) 社会環境の特性と変化

#### 1) 交通環境の変化

本町は東西に細長く広がっており、別府地区、美田地区、浦郷地区に人口が集まっている。かつては、別府地区、浦郷地区の町の東西の主要港にフェリーが寄港していたが、現在は別府地区のみの寄港となっている。そのため、町内の東西を結ぶ国道 485 号の幹線道としての重要度が増してきており、本道路が土砂災害等により通行不能となった場合は、町民の生活に大きな影響を与えられられる。

#### 2) 生活環境の変化

今日の町民生活は、突然の停電や断水により直ちに日常生活に支障を来すほどライフライン施設に依存しているほか、各種オンラインシステムをはじめとする IT 関連施設の役割も日常生活に不可欠なものとなってきている。これらは災害により障害が発生すると、一時的・局部的であってもシステム全体が稼動しない、あるいはその影響が多方面に及び被害が大きくなるといった災害連鎖や二次災害の危険性をはらんでいる。

#### 3) 高齢化の進展

現在、全町的に高齢化と独居老人の増加傾向が見られる。

### (3) 災害履歴

#### 1) 風水害等

近年の主な風水害による被害状況

ア平成 7 年 7 月 20 日、黄海から低気圧が日本海へ東進したため梅雨前線が活動を活発化しながら四

国の南海上から山陰沖まで北上した。このため 20 日早朝は 1 時間降水量が 20 mm を超える強い雨になり、河川や道路等に被害を受けた。

イ平成 8 年 6 月 25 日、西日本の南岸に停滞していた梅雨前線を低気圧が華中から日本海へ進んできたため、梅雨前線は活動を活発化しながら中国地方を北上し、山陰沖で停滞した。この影響で強い雨になり、西郷測候所では 3 日間の総降水量が 268 mm を記録した。この大雨により、道路、港湾、農業用施設等に被害を受けた。

ウ平成 9 年 6 月 27 日フィリピン東海上で発生した台風 8 号は、28 日に長崎県へ上陸し、周防湾に抜け、山口県東部に再上陸後瀬戸内を進み、近畿から中部地方を歩いていわき市の南から太平洋に抜けた。この影響で 28 日昼頃から雨が強くなって夕方まで続いた。また、15 時頃から暴風域に入り、西郷測候所では最大瞬間風速 31.6m/s を観測した。道路、河川や農業用施設等が被害を受けた。

エ平成 9 年 7 月 7 日、黄海で低気圧が発生して東進したため、日本海中部に停滞していた梅雨前線が活動を強めながら南下し、中国地方に停滞して大雨を降らせた。西郷測候所では総降水量が 168 mm を記録し、農地や農作物に被害を受けた。

オ平成 10 年 5 月 10 日、黄海南部に中心を持つ低気圧から温暖前線が四国付近へ延びてきたため、10 日昼頃から 12 日夕方まで雨が続いた。西郷測候所では総降水量 161 mm を記録し、土木関係に被害を受けた。

カ平成 10 年 10 月 17 日 15 時 30 分頃鹿児島県枕崎市付近に上陸した台風 10 号は、西日本を縦断する形で北東に進んだ。西郷測候所では最大瞬間風速 27.0m/s を観測し、日総降水量は 98.5 mm に達した。道路を中心に被害を受けた。

キ平成 11 年 6 月 16 日、梅雨前線が中国地方をゆっくり南下したため、雨が降り出し、夕方前には 1 時間降水量 10 mm を超える強い雨になり 17 日 5 時には西郷 34 mm・海士 29 mm の短時間強雨を観測した。降り始めから 17 日 24 時までの総降水量は西郷 118 mm・海士 110 mm を観測した。農地、林道等に被害を受けた。

ク平成 15 年 7 月 10 日から 14 日にかけて、梅雨前線が西日本に停滞し、南から暖かく湿った空気が入ったため、梅雨前線の活動が活発になり、隠岐を中心に局地的に雷を伴った非常に激しい雨が降った。西郷測候所では 10 日の日最大 1 時間降水量が 13 時 45 分に 51.5 mm、統計開始以来 7 月としては第 1 位を記録し、道路等で被害を受けた。

ケ平成 16 年 9 月 7 日、台風 18 号は東シナ海から九州西海上を北上し、9 時 30 分頃長崎市付近に上陸した。その後、北九州市付近から島根県隠岐を通り、日本海を加速しながら北東に進んだ。西郷測候所では最大瞬間風速 55.8m/s を記録した。この暴風雨により、住家 350 棟が一部損壊、1,523 世帯で停電するという大きな被害を受けた。

コ平成 16 年 9 月 28 日 8 時 30 分頃、台風 21 号は鹿児島県串木野市付近に上陸したあと九州南部を縦断し、15 時過ぎに高知県宿毛市付近に再上陸した。その後東北東に進み 20 時 30 分頃大阪市付近に再上陸し、北陸地方から東北地方を通り、30 日 12 時に三陸沖で温帯低気圧になった。この台風の影響で西日本に前線が停滞したため隠岐中心に強い雨が降り、西郷測候所では 29 日の総降水量が 119 mm を記録し、林道を中心に被害を受けた。

サ平成 17 年 9 月 6 日に台風 14 号は九州地方の西岸に沿って北上し、その後北東に向きを変えて山陰沖を通過した。この台風により 110 世帯が停電する被害を受けた。

シ平成 18 年 9 月 17 日から 18 日にかけて台風 13 号が日本海を北北東に進んだ影響で、風が非常に

強く吹いた。西郷岬では18日の最大風速が8時50分に西南西26m/sを記録した。この暴風雨により、住家22棟が一部損壊する等被害を受けた。

平成19年8月30日から31日にかけて、日本海の停滞前線を、熱帯低気圧から変わった低気圧が東進し、隠岐を中心に大雨となった。隠岐の島町で131mmという島根県観測史上最大の時間雨量を記録した。この局地的豪雨により、河川等を中心とした甚大な土砂災害被害を受けた。

## 2) 一般的気象

本町は、海岸性気候の特徴を持っており、対馬暖流の影響を受け日間気温差が比較的少なく、年間平均気温は14.4度と温暖である。

降水量は、年間総雨量1,662mm(昭和54年～平成12年平均)、積雪は年間積雪日数4～10日、最大30cmと山陰地方としては少ない。しかし、6～7月の梅雨期にはたびたび豪雨に見舞われるほか、干ばつの被害も発生する。秋の台風による豪雨も、河川氾濫の原因となっている。

冬季は北西の季節風が強いため外海に面する地域は波浪が激しく、海岸が大きな侵食を受ける。また、この強い季節風は本州との連絡船の欠航や、漁船の遭難を招くなどの悪条件となっている。

## 3) 災害気象

本町に災害をもたらす気象現象は、梅雨末期の豪雨、台風、冬型気圧配置時の暴風雪・波浪等が挙げられる。

### ア梅雨末期の豪雨

梅雨入りは6月7日ごろ、梅雨明けは7月21日ごろであり、豪雨災害はこの梅雨末期に起こることが多い。これは、梅雨末期に強まった太平洋高気圧が南海上に停滞していた梅雨前線を中国地方、さらには日本海へと押し上げることで南から高温多湿な空気(湿舌)が流入した状態となり、その中を低気圧が東進、通過すると梅雨前線が南下し、さらに上層には寒気が流入するため、対流活動が盛んになり大気が不安定となることによる。

### イ台風

本町は、太平洋岸の地域と比べると台風の直撃を受けることは少ないが、平成3年の台風第19号による強風等、これまでに秋口を中心として被害が発生している。

### ウ冬型気圧配置時等の暴風雪・波浪

冬季の季節風・波浪等は、家屋や港湾、漁港施設等において大きな脅威となっている。このほか、春先に日本海を発達した低気圧が通過する際にも、注意が必要である。

#### 4) 地震災害等

##### 島根県における既往の地震災害

島根県内において過去に発生した（又は影響を及ぼした）地震のうち、被害の大きかったものは次のとおり。

##### 既往の地震災害における島根県の被害状況

災害発生年月日	規模 (マグニ チュード)	震央地名(地震名)	人的被害(人)		住宅被害(棟)			
			死者	負傷	全壊	半壊	一部損壊	浸水
1872. 3. 14 明治 5 年	7. 1	島根県西部沿岸 (石見浜田地震)	551	582	4, 506	6, 072		
1964. 6. 16 昭和 39 年	7. 5	新潟県沖 (新潟地震)					38	床下 1
1977. 5. 2 昭和 52 年	5. 6	島根県東部			被害 107			
1978. 6. 4 昭和 53 年	6. 1	島根県東部			0	29	39	
1983. 5. 26 昭和 58 年	7. 7	秋田県西方沖 (昭和 58 年日本海中部地震)		5				床上 152 床下 279
1991. 8. 28 平成 3 年	5. 9	島根県東部						
1993. 7. 12 平成 5 年	7. 8	北海道南西沖 (平成 5 年北海道南西沖地震)						床上 5 床下 78
2000. 10. 6 平成 12 年	7. 3	鳥取県西部 (平成 12 年鳥取県西部地震)		11	34	576		
2001. 3. 24 平成 13 年	6. 7	安芸灘 (平成 13 年芸予地震)		3			10	



## 本町における近年の津波災害による被害状況

日本海中部地震(昭和 58 年 5 月 26 日)

本町において、住宅の被害は床上浸水 7 戸、床下浸水 43 戸、漁船の被害が沈没 4 隻、中破 1 隻、小破 11 隻の被害が発生した。

## 5) 津波災害の想定

島根県では、平成 30 年 3 月に「島根県地震津波被害想定調査」の報告書が取りまとめられ、以下に示す 10 の地震が想定された。

### 【陸域の地震】

- 1 宍道断層の地震
- 2 宍道湖南方断層の地震
- 3 大田市西南方断層の地震
- 4 浜田市沿岸断層の地震
- 5 弥栄断層帯の地震

### 【海域の地震】

- 6 青森県西方沖合 (F24) 断層の地震
- 7 鳥取県沖合 (F55) 断層の地震
- 8 島根半島沖合 (F56) 断層の地震
- 9 島根県西方沖合 (F57) 断層の地震
- 10 浜田市沖合断層の地震

本報告書における津波の想定では、地震の発生した場所から本町沿岸までの到達時間及び津波高が算出された。その結果、佐渡島北方沖合 (F28) 断層の地震による津波波高が最も高くなるが、最大津波の到達時間は約 170 分、島根半島沖合 (F56) 断層の地震では、津波の最大波高は約 3.2m であるが、最大津波の到達時間は約 30 分という結果が出た。但し、シミュレーションは特定の条件の下での想定であり、想定以上の津波が来る可能性には注意しなければいけない。



## 西ノ島町での最大波高到達時間

想定断層	最大津波の地点	最大津波の高さ	最大津波の到達時間
青森県西方沖合 (F24) 断層	国賀港	5.55 m	166分
佐渡島北方沖合 (F28) 断層	国賀港	6.71 m	171分
鳥取県沖合 (F55) 断層の地震	別府港	2.07 m	50分
島根半島沖合 (F56) 断層	国賀港	3.19 m	33分
島根県西方沖合 (F57) 断層	国賀港	6.31 m	40分

※島根県地震津波被害想定調査報告書（平成30年3月／島根県）

P4-8「表4.3-2 市町村ごとの断層別の最大波到達時間と津波最高水位」より本町の数値を抜粋

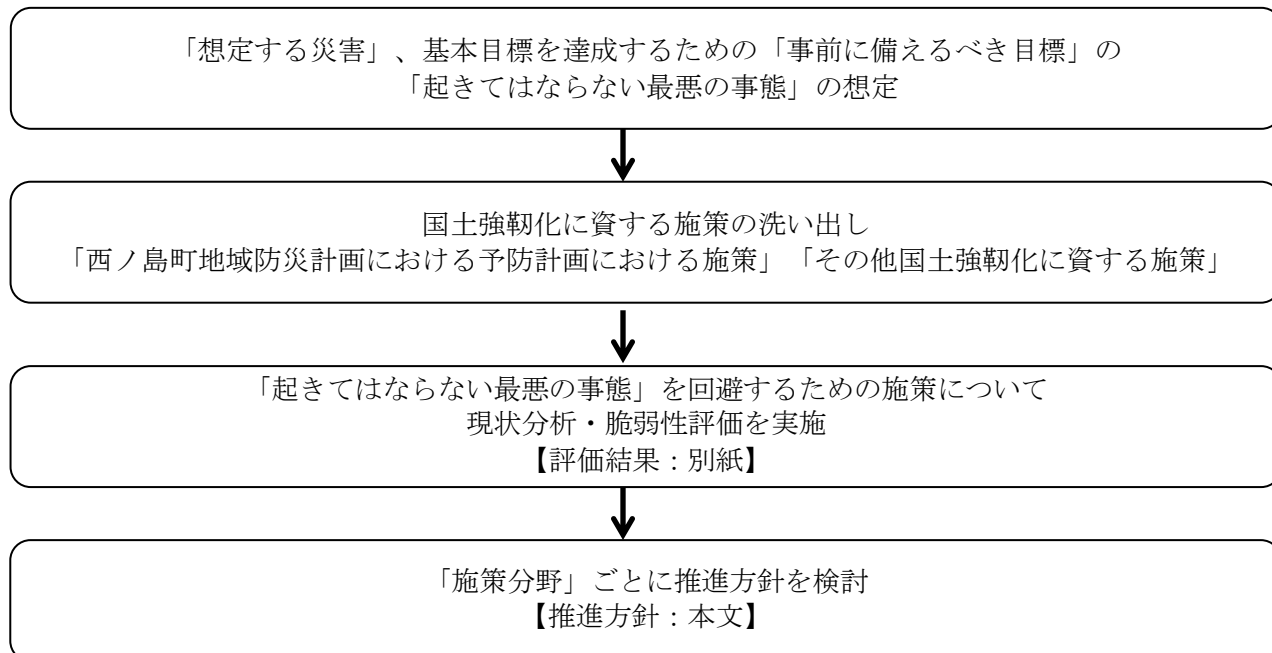
本町の地理的位置等により、島根県の想定している地震では津波による被害の他は、大きな被害は想定されていない。しかし、いつ想定を超える地震が発生しないとは言えない状況であり、本町でも地震災害に備えておかなければならない。

### 3. 脆弱性評価と推進方針の検討

基本法においては、国土強靱化に関する施策を、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行ったうえで策定されるものと定めている。

西ノ島町では、脆弱性評価及び推進方針の検討を、国の基本計画及び県計画を参考とし、次の実施手順及び枠組みにより実施した。

#### (1) 実施手順



#### (2) 枠組み

##### 1) 想定する災害

大規模自然災害は一度発生すれば甚大な被害をもたらすことから、本計画において想定する災害は、二次災害を含めた大規模自然災害とする。

## 2) 起きてはならない最悪の事態

次表のとおり事前に備える目標別に32の「起きてはならない最悪の事態」を想定した。

事前に備えるべき目標	番号	起きてはならない最悪の事態
1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5	火山噴火・土砂災害、暴風雪等による死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の遅れと不足
	2-4	想定を越える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	3-2	行政機能の機能不全
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断や防災無線等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5. 大規模自然災害発生後であっても経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
6. 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	異常渇水等により用水の供給の途絶
	6-6	避難所の機能不足や応急仮設住宅の不足等により避難者の生活に支障が出る事態
7. 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
	7-2	沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	有害物質の大規模拡散・流出
	7-4	原子力発電所の事故による原子力災害の発生・拡大
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### 3) 施策分野

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分野として、次のとおり9の個別施策分野と2の横断的分野を設定した。

#### 《個別施設分野》

- ①行政機能
- ②住宅・都市・土地利用
- ③保健医療・福祉、教育
- ④エネルギー、ライフライン
- ⑤情報通信
- ⑥交通・物流
- ⑦経済産業
- ⑧国土保全
- ⑨環境

#### 《横断的分野》

- ⑩横断的分野（避難訓練、防災組織、防災教育）
- ⑪横断的分野（老朽化対策）

### 4) 脆弱性評価と推進方針

本町では、現行の西ノ島町地域防災計画における予防計画を参考とし、その他、国土強靱化に資する施策を含めて対象施策を洗い出し、別紙の「起きてはならない最悪の事態」ごとに現状の脆弱性を評価した。

そのうえで、3)の施策分野ごとに施策分野ごとに推進方針を検討した。

### 4. 施策分野ごとの推進方針

4)で整理した脆弱性評価の結果を踏まえ、次の施策分野ごとの推進方針に基づき、今後、本町の強靱化に向けて取り組む。

#### (1) 行政機能

##### 1) 防災活動体制の強化

###### (災害本部体制の強化)

- ・災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室設営要領等を整備する。必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。（総務課）

###### (災害救助法等の運用体制の強化)

###### ・災害救助法等の運用への習熟

災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。災害救助法の実務に関する必要な資料を準備しておく。（総務課、健康福祉課）

###### ・運用マニュアルの整備

災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法に関するマニュアルを、県の指導及び他の適用事例等を参考に作成する。（総務課、健康福祉課）

###### (複合災害体制の整備)

- ・災害対応にあたる要員、資機材の投入等においては、複合災害（同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、複合災害の発生時及び後発災害の発生が懸念される場合には、状況を見極め適切な配分を考慮した投入判断ができるよう備えておく。様々な複合災害を想定した机上訓練を実施するとともに、発生可能性が高い複合災害を想定した職員の参集等の実働訓練を実施する。（総務課）

### (避難勧告等の基準の策定・避難体制の整備)

- ・町、防災上重要な施設、学校等の避難計画の策定を進めるとともに、町民が安全/的確に避難行動や避難活動を行うための体制を整備する。(総務課、教育委員会)

### (広域応援協力体制の強化)

#### ・他の市町村/消防本部間の相互協力体制の整備

島根県内の市町村により締結された「災害時の相互応援に関する協定書」の内容に基づく相互応援体制の整備を推進する。近隣の市町村に加え遠方の市町村との間で、大規模災害に備えた相互応援協定を締結するよう努める。(総務課、他)

#### ・応援/受援体制の整備

災害の規模や被災地域のニーズに応じて円滑に県や他の市町村及び防災関係機関等から応援を受けることができるよう、応援先/受援先の指定、応援/受援に関する連絡/要請の手順、災害対策本部との役割分担/連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合/配備体制や資機材等の収集/輸送体制等の整備に努める。(総務課、他)

#### ・自衛隊との連携体制の整備

各々の計画の調整を図り、平常時から県との連携体制の強化を図る。その際、県を通じた自衛隊への情報連絡体制の充実、共同防災訓練の実施等に努める。県知事による自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先を徹底する等必要な準備を整えておく。どのような状況において、どのような分野(救急、救助、応急医療、緊急輸送等)で派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行う。円滑に自衛隊の災害派遣を受けることができるよう、地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努め、自衛隊の作業が他の災害救助/復旧機関と競合又は重複することのないよう役割分担/連絡調整体制、派遣部隊の活動拠点、宿泊施設又は野営施設、使用資器材等について必要な準備を県とともに整える。(総務課、他)

## 2) 救急・救助体制の整備、火災予防

### (救急・救助の体制や資機材の充実)

- ・救助対象者の状況に応じた救助体制の整備に努める。
- ・土砂崩れによる生き埋め等に対応する救助作業に備え、普段から必要な装備/資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、情報連絡/災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を含め十分に検討しておく。
- ・孤立予想地区については、当該地域における救出方法や情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互連絡体制等について、事前に十分に検討しておく。
- ・救急救助活動を効果的に実施するため、職員の教育訓練を充実させる。
- ・傷病者の速やかな搬送を行うため、ヘリコプターによる搬送体制の整備のほか、広域災害救急医療情報システム(EMIS)の定着を図る。
- ・民間の搬送業者等と連携し、多数の傷病者が発生した場合の搬送保護体制の確立を図る。
- ・必要な重機を確保するため、関係団体と協定を締結する等により連携を図る。
- ・災害発生後急性期(おおむね3日程度)における救助活動について、災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)や日本赤十字社医療救護班との連携体制の確立を図る。

(総務課、健康福祉課)

### (消防団等の育成強化)

#### ・消防団の現状と組織状況

近年の社会経済情勢の変化は、消防団活動に次のような影響を及ぼしている。

過疎化/高齢化の進展や就業構造の変化に伴う団員数の減少。

団員の高齢化に伴う消防力の低下。

- ・町が行う重点実施項目

今後は、地域における防災体制の確立を図るため、地域の実情に応じて次のことに取り組む。

ア消防施設、設備及び装備のより一層の強化、高度化を図り、省力化を推進する。

イ団員の処遇改善、教育訓練体制の充実を図る等活性化対策を推進する。

ウ消防団活動に対する地域住民や事業所の理解促進を図る。

エ公務員等の入団促進を図る。

オ公募制の導入等、入団募集方法の検討や事業所への働きかけを実施し、青年層の入団促進を図る。

カ水防団、水防協力団体の育成強化。

**(総務課)**

### **(出火防止)**

・出火防止措置の周知/徹底のため、火災予防に関して、住民への啓発を行う。

・地域及び事業所での自主防災体制の整備を強化し、総合防災訓練等を通じて初期消火力の向井上を図る。

・消防力の基準等に照らし、消防施設等の充足状況を勘案するとともに、管路の耐震化や、市街地における消防水利及び防火水槽（耐震性貯水槽）の整備を推進する。

**(総務課、環境整備課)**

### **3) 行政機能の維持**

#### **(業務継続性の確保)**

・災害発生時の災害応急対策等や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育/訓練/点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価/検証等を踏まえた改訂などを行う。**(総務課、他)**

#### **(重要データの遠隔地バックアップ)**

・復興の円滑化のため、あらかじめ各種データ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設、地下埋設物等情報及び測量図面等のデータの整備保存並びにバックアップ体制の整備）の整備保全を図る。**(総務課、他)**

#### **(ICT部門における業務継続計画（ICT-BCP）の策定と運用)**

・大規模災害時においても業務を継続することができるようにするため、各システムの業務継続計画の策定を推進し、業務継続に必要な体制を整備する。また、実践的な訓練を実施し、結果を検証して計画を適宜修正していく。**(総務課、他)**

#### **(全地域WAN（行政ネットワーク等）の整備)**

・大規模災害発生時においても行政ネットワークが使用できるようにするため、県と連携し、通信回線やネットワークの二重化や優先復旧稼働確保等の対策を推進する。**(総務課)**

#### **(業務システムのサービス利用、外部のデータセンターの利用)**

・大規模災害時においても各業務システムを使用できる状態とするため、災害による影響を受けないサービス利用や基盤の整備を推進する。**(総務課、他)**

### **4) 防災施設等の整備、建築物の災害予防**

#### **(防災拠点の管理・運営)**

・大規模災害時において効率的な災害支援活動を行えるよう、災害時広域航空応援のベースキャンプ機能及び緊急物資/資機材の集積配給基地機能を有する広域防災拠点を整備検討する。防災関連施設等の整備/充実を促進する。**(総務課)**

### **(防災中枢機能等の確保・充実)**

- ・地震時の飲料水を確保するため、各施設管理者において、給水設備の耐震化を進める。
- ・防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、整備に努めるとともに、保有する施設、設備について、非常時の電源確保のために自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図るとともに、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。
- ・防災中枢機能を果たす施設、設備等の整備にあたっては、施設等の整備に加え、災害に伴う停電対策を施すとともに、物資の供給が困難となる場合を想定した防災要員用の食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄/調達/輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図るものとする。
- ・緊急輸送のための拠点整備を行う。

**(総務課、環境整備課)**

### **(災害用臨時ヘリポートの整備)**

- ・災害時に救助/救護活動を円滑にするため、臨時ヘリポートを学校の校庭、公共の運動場等からの選定を検討する。なお、孤立予想地区については、ヘリコプター離着陸適地の選定/確保を重点的に推進する。**(総務課)**

### **(建築物の災害予防、耐震化)**

- ・本庁、支所、消防団拠点施設等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館等の防災基幹施設の安全化（大空間天井や照明等の耐震化等）を図り、災害時における応急対策活動拠点としての機能を確保する。本庁、支所及び医療機関等の施設については、災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置及び自家発電設備等の整備を図る。**(総務課、他)**

## **5) 防災訓練**

### **(防災訓練)**

- ・国や県、民間企業、ボランティア団体等の多様な主体と緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施していく。**(総務課、他)**

## **(2) 住宅・都市・土地利用**

### **1) 建築物の災害予防**

#### **(建築物の災害予防)**

##### **①耐震化推進体制の整備と一般住宅の耐震化**

- ・耐震診断/耐震改修及び応急危険度判定や被災度区分判定等を行う建築技術者を養成するため講習会の開催や情報の提供を行う。
- ・災害対策活動を行う技術者の確保や技術の開発/実施方策等について、平素より建築関連団体との協力/支援体制を整備し情報交換等を行う。
- ・地震に対する建築防災に関して情報の提供や広報活動、講習会の開催及び相談窓口の設置等を行い、町民や建築技術者の意識の啓発と一般建築物の耐震化を促進する。

**(総務課、他)**

##### **②防災上重要な建築物・不特定多数の人が利用する建築物の耐震化**

- ・防災上重要な施設のうち、重点的に耐震化を図る建築物（防災上重要な建築物）を指定して耐震性能の調査を行い、必要に応じて耐震改修等を行う。
- ・病院等不特定多数の者が利用する施設の管理者に対し、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定める耐震診断/耐震改修の実施について指導する。
- ・本庁、支所等の防災上重要な施設や、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が利用する施設等の公共建築物については、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストを作成し、その結果を町民に公表するよう努める。
- ・社会福祉施設等の利用者の安全確保を図るために、耐震化対策を講じていない施設等の管理者に対して、耐震診断や耐震改修について必要に応じて指導又は助言を行う。

**(総務課、他)**

#### (建築物の天井の脱落対策)

- ・地震の際に、多数の者が利用する建築物の安全確保のため、天井の耐震改修の必要性に関する啓発を進め、改修の実施を促す。(総務課、他)

#### (屋内の機器・家具等の転倒防止対策)

- ・地震の際に住宅を含め全ての建築物の利用者の安全確保のため、家具固定の必要性に関する啓発を進め、固定の実施を促す。(総務課)

#### (エレベーターの閉じ込め防止対策)

- ・災害時にエレベーター利用者の安全確保のため、閉じ込め防止対策の必要性の啓発を進め、改修の実施を促す。(総務課)

#### (工作物対策)

- ・地震の際に避難路の安全を確保し、災害時の救助活動等が円滑に行えるようにするため、擁壁/ブロック塀の耐震対策の啓発を進め、所有者等に耐震化を促す。
- ・地震や暴風の際に市街地の道路等での安全確保のため、看板など老朽化した建物付属物への対策の啓発を進め、所有者等に安全対策を促す。  
(総務課、他)

#### (造成地の予防対策)

- ・地震の際に宅地造成に伴い崩落や土砂流出の危険度が高い宅地について、宅地造成等規制法により各種勧告、命令を行うことで宅地の耐震化の推進を図る。(総務課、他)

### 2) 応急仮設住宅、危険度判定

#### (地震被災建築物応急危険度判定体制等の整備)

- ・地震による被災建築物並びに被災宅地の危険度判定を円滑に行うため、県や関係団体と連携/協力した各種取組により、現在の被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の体制を維持する。(総務課、他)

#### (罹災証明書の発行体制の整備)

- ・災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。(総務課、他)

#### (応急仮設住宅等の確保体制の整備)

- ・企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達体制を整備するとともに、建設可能な用地を把握する等、供給体制をあらかじめ整備する。
- ・災害時に被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制を整備する。
- ・災害時における応急仮設住宅等の確保については、県との協議を図りつつ、推進する。
- ・学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。  
(総務課、他)

### 3) 都市づくり・土地利用

#### (大規模災害を考慮した都市づくり)

- ・地域の特性に配慮しつつ、災害に強いまちづくりを推進するため、防災的な土地利用の推進、都市の不燃化の推進、防災空間の確保等、防災環境の整備事業を推進する。(総務課、他)

#### (土地利用の適正化)

- ・本町では「総合振興計画」に基づき、各種法令/諸制度に基づく市街地整備事業等の実施による



適正な土地利用を進め、災害等に備えた安全な都市環境づくりを推進する。（総務課、他）

#### （防災的な土地利用の推進）

- ・各種法令に基づき、防災の観点から総合的な調整/指導を実施する。
- ・宅地造成による人工崖面には、高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁設置等の安全措置を講ずる。
- ・造成後は、違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを行う。
- ・土砂災害防止法に基づく各種広報や防災学習会等による土砂災害警戒区域等の周知を継続することに加え、住民の理解を得て特別警戒区域指定の推進を図る。
- ・災害時の避難場所を確保するため、公園等の計画的な配置/整備/維持管理を積極的に推進するとともに、緑地の保全を図る。

（総務課、他）

#### （都市、まちの不燃化の推進）

- ・市街地の不燃化、各種面的整備等により道路/空地等を確保/拡充し、老朽木造住宅による密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。
- ・広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止に努める。
- ・まち（建築物）の安全性の向上のため、防災対策の普及啓発を進め、不燃化を促進する。

（総務課、他）

#### （液状化・崩壊危険地域の予防対策）

- ・公共建築物の液状化対策技術の情報収集/習得に努めたうえで、町有施設的设计に活かす。
- ・島根県地震被害想定調査などのデータに基づき、地震に関する調査研究等を推進するとともに、町民へ周知するほか適正な土地利用を図る。
- ・公共土木施設は、工事箇所やその周辺環境に応じて、地盤改良や構造物の施工、並びに地形、地質、地盤、植生等の自然災害に関連する情報を収集/解析したうえで、最も優れた工法により個別に対応する。

（総務課、他）

#### （海岸における津波浸水想定箇所の把握）

- ・避難体制を推進するため、地震による津波浸水箇所の区域等の調査結果を基に、ハザードマップを作成し、町民に周知する。（総務課、他）
- ・海岸構造物設計の基準となる設計津波を設定し、既設構造物の照査を行う。（環境整備課）

#### （地籍調査の推進）

- ・迅速な災害復旧/復興を図るため、引き続き国/県と連携して地籍調査事業を促進する。（町民課）

### 4) 危険物施設の安全化

#### （消防法に定める危険物施設の予防対策）

- ・過去の地震災害の経験から、消防法をはじめ関係法令の一部改正による耐震基準設計の強化が図られている施設もあるが、軟弱な地盤地域においては施設が被災する危険性が依然として高いため、県及び関係機関と連携し、危険物施設の実態把握、指導及び普及啓発を引き続き推進する。

（総務課、他）

#### （火薬類施設の予防対策）

- ・県及び関係機関と連携し、火薬類取締法に基づき、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いについて、保安検査/立入検査等により火薬類施設に対する地震/津波対策の徹底を図る。（総務課、他）

#### （毒劇物取扱施設の予防対策）

- ・県及び関係機関と協力して毒劇物取扱施設の実態把握に努めるとともに、次の点に留意し自主

保安体制を確立するよう事業所への指導を行う。

- ✓研修会等における耐震教育の徹底
  - ✓立入検査時における耐震措置及び施設の耐震化の指導
  - ✓毒劇物の流出防止/中和等の除去活動体制の整備
  - ✓緊急連絡、資材確保等の応急マニュアルの整備
  - ✓治療方法を記した書類の整備
- (総務課、他)

### (3) 保健医療・福祉、教育

#### 1) 保健・医療救護体制の強化

##### (医療救護体制の強化)

- ・県及び関係機関と連携し、緊急医療情報、応需情報などの医療情報を迅速かつ的確に把握する体制を構築する。
- ・医療救護活動に必要な医薬品/医療用資器材等の調達/搬送も含めた体制を構築する。

(総務課、健康福祉課)

##### (医療救護体制に係る防災訓練)

- ・医療救護を円滑に行うために、各種訓練を継続的に実施する。(総務課、健康福祉課)

##### (医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の強化)

- ・医療資器材の集積所、救護所、避難所等における医薬品等の輸送について平時から、関係機関相互の情報共有及び供給/確保体制の強化を図る。
- ・医薬品等の仕分け、管理について薬剤師等専門知識を持ったマンパワーが必要であることから、薬剤師会等に協力を求めるなど医薬品管理体制の強化を図る。

(総務課、健康福祉課)

##### (防疫・保健衛生体制の強化)

- ・災害時の防疫/保健衛生については、隠岐保健所と連携を図り対策を推進する。
- ・防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。
- ・防疫班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

(健康福祉課)

##### (食品衛生、監視体制の整備)

- ・災害時は、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備するとともに、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、業者団体との連携の強化に努める。(健康福祉課)

##### (防疫用薬剤及び器具等の備蓄)

- ・消毒剤、消毒散布用機械、運搬器具等のうち、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時からその確保に努める。(健康福祉課)

##### (被災者の健康管理)

- ・被災地域(特に避難所)においては、生活環境の激変により、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いことから、県(保健所)と協力し、町保健師に対して、訓練/研修を実施し、保健活動内容等の習熟に努める。(健康福祉課)

##### (動物愛護管理体制の整備)

- ・家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。(健康福祉課)

## 2) 要支援者対策

### (避難行動要支援者等支援体制の構築)

- ・関係部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している避難支援等関係者、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者及び県と協力して、要配慮者及び避難行動要支援者等支援体制の充実に努める。  
(総務課、健康福祉課)

### (社会福祉施設等における対策)

- ・災害協定の締結を、災害時に介護保険施設、障害者支援施設等から福祉専門職を派遣する仕組みとして設置されている「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」の本部がある島根県社会福祉協議会と連携して、ネットワークの円滑な運用に努める。  
(総務課、健康福祉課)

## 3) 各施設の災害予防

### (社会福祉施設等の災害予防)

- ・耐震性が把握されていない民間社会福祉施設を対象に、経費助成制度を活用して耐震診断を推進し、耐震改修を促進する。
- ・社会福祉施設設置者における避難スペースの整備等を促進する。
- ・大規模災害時における適切な医療体制の確保を図るため、災害拠点病院の耐震化を促進する。  
(総務課、健康福祉課)

### (学校等の災害予防・避難計画の策定)

- ・学校施設の安全性を確保するため、改築、新築、修繕の際には、建築基準法などに基づく耐震化、不燃化を推進する。また非構造部材の耐震化を推進する。
- ・策定された計画等の不断の見直しを行うとともに、学校安全研修等を通じて、計画の管理を指導していく。  
(教育委員会)
- ・保育園等の施設間の連絡/連携体制の構築に努める。(健康福祉課)

## (4) エネルギー、ライフライン

### 1) エネルギー対策

#### (再生可能エネルギー等の導入の推進)

- ・エネルギーの供給源の多様化などの視点から、地域における再生可能エネルギー等の自立/分散型エネルギーの導入を推進するため、事業化可能性調査や導入等の取組みを支援する。
- ・災害時等における地域の避難施設等のエネルギー確保のため、再生可能エネルギー設備と蓄電設備の導入を支援する。
- ・地域における再生可能エネルギー導入の事業化可能性調査に取り組む。  
(総務課、企画財政課)

### 2) ライフライン施設の安全化

#### (電気施設の安全化)

- ・電気事業者に対し、定期的に発電施設及び周辺巡視を行うなど、必要に応じて施設の安全対策を講じるよう指導する。
- ・電気事業者に対し、自然災害等による二次災害を防止するため、災害時の際に取るべき対応についてマニュアルの充実に努めるよう指導する。  
(総務課、他)

#### (ガス施設の安全化)

- ・地震により発生するガス爆発等の災害を防止し、公共の安全を確保するため、関係法令に基づく保安検査/立入検査等が実施されているか確認し、地震/津波対策の徹底を図る。
- ・ガス販売事業者に対し、高圧ガス等の漏洩を防止するため、ガス施設の安全性の向上、防災訓練

実施等の予防対策の推進を指導し、情報提供を行う。消費者に対しては、自然災害等による二次災害を防止するため、災害時の際に取るべき対応について啓発を行う。

(総務課、他)

#### (水道施設の安全化・水道事業者)

- ・取水、浄水、配水施設等水道施設の重要構造物について、安全性の診断等により老朽度及び構造を把握し、安全性の低い施設の補強、増強等を行う。
- ・送水管/配水管は大きな被害を受けるため、特に経年化した管路及び強度的に弱い石綿セメント管については、ダクタイル鋳鉄管等に取り替えるとともに、継ぎ手は伸縮性のある離脱防止型に取り替える。
- ・情報伝送設備や遠隔監視/制御設備、自家発電設備等を整備する。
- ・給水装置や受水槽の安全化を、水道利用者の協力により推進する。
- ・避難所等の防災上重要な拠点の関係部局と連携して、緊急時用貯水槽や大口径配水管を整備することにより、貯水機能を強化する。
- ・水道の広域化を促し、施設全体の機能の向上を目指す。
- ・災害時の相互応援のため、平時から、日本水道協会等の関係機関との連携強化を図る。
- ・各種研修会、講習会、有事を想定した模擬訓練等を通じて、災害時における判断力の養成、防災上の知識及び技術の向上を図る。
- ・災害時の配備編成や各自の職務分担について周知徹底を図る。
- ・災害に備え、平時から協定事業者等と情報共有を図り、復旧用資機材や給水車/給水機材等整備状況の把握に努める。

(総務課、環境整備課)

#### (水道施設の安全化・町水道事業)

- ・水道/工業用水道施設の安全性を確保するため、耐震計画を含めた施設管理基本（長寿命化）計画を事業ごとに順次策定し、老朽化及び耐震化対策を着実に進める。
- ・原水の濁度処理について、過去の高濁度流入をふまえた研修を、職員及び運転管理委託業者に対し定期的に実施するよう努める。
- ・平常時から受水団体等と情報共有を図り、災害に備え復旧用資機材の保持や給水車/給水機材等整備状況の把握に努める。
- ・災害発生時における受水団体ほか関係機関との連絡方法について NTT 回線以外の代替方法についても検討する。
- ・渇水対策に関し適切な時期に関係者間で調整を実施する。

(総務課、環境整備課)

### 3) 原子力防災対策の推進

#### (原子力防災対策の推進)

- ・発電所に万が一の事態が生じた場合に備え、地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、平時から原子力防災対策を推進する。
- ・町は国及び県と連携し、あらかじめ緊急時通信連絡網等の整備に努める。
- ・本町は、離島にあり、本土の拠点が島根原発から30キロ圏内にある七類港及び境港であることから、あらかじめ事故発生に備えて、30キロ圏外の港の利用の検討を図る。
- ・町は、県と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発に努める。

(総務課)

### (5) 情報通信

#### 1) 情報伝達体制の整備

##### (情報通信設備及び震度観測設備の整備)

- ・大規模災害時において不足する燃料を調達するため、他の防災機関や行政機関等との連携、燃料販売会社との協定締結及び燃料貯蔵施設の新設/追加について検討する。(総務課、他)

### (情報通信体制の整備)

- ・災害情報を迅速かつ的確に収集/伝達/処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備を進め、訓練等を通じた各種システムの使用法の習熟、災害時の支援要請先の把握、情報収集体制の強化などを推進する。
- ・多くの職員が無線設備を使用できるようにするため、操作マニュアルの整備や定期的な通信訓練を行う。

(総務課)

### (町民への的確な情報伝達体制の整備)

- ・町民への情報伝達手段を把握し、適切に運用するためのルール策定、運用方法の習熟を図る。
- ・携帯電話不感地域を解消するため、携帯電話事業者と連携して、移動用通信鉄塔施設整備を推進する。

(総務課)

- ・漁船等に迅速に情報を伝達するため、JFしまねと協力して漁業無線局の通信の充実を図る。(総務課、産業振興課)

### (報道機関との連携体制の整備)

- ・多様な手段で広報できるよう、報道機関との連携体制を構築する。(総務課、企画財政課)

### (災害用伝言サービス活用体制の整備)

- ・通信が輻輳した場合でも情報通信手段として有効な災害伝言サービスの活用を進める。(総務課)

### (地域における要配慮者対策(外国人対策))

- ・外国人住民に多言語等(やさしい日本語)による防災情報提供及び災害情報伝達をするため、情報発信体制を整備する。(総務課)

### (情報収集管理体制の整備)

- ・災害情報の収集/伝達能力を向上させるため、広域災害救急医療情報システムの利用を前提としつつ、複数の通信手段を整備する。(総務課、健康福祉課)

## (6) 交通・物流

### 1) 交通施設の安全化、輸送路の整備等

#### (交通施設の安全化、防災空間の確保)

- ・多重性/代替性の確保が可能となるような災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。
- ・避難所に通じる避難路については、沿道の安全化や道路拡幅等の整備を推進するとともに、避難場所への誘導標識等の整備を推進する。
- ・緊急輸送道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的視点で優先順位の高いところから、重点的/計画的に整備を進める。
- ・地震などの災害に対し安全性信頼性の高い道路網を整備するため、橋梁耐震化、法面などの危険箇所対策、道路構造物の老朽化対策等を優先度の高い箇所から実施する。
- ・災害時の緊急物資等の輸送基地としての機能を維持するため、県と連携し、港湾/漁港施設について岸壁等の整備に加え状況に応じ防災点検及び補強工事等を行う。
- ・災害時の避難路及び緊急輸送道路として、農道、集落道、林道、漁港関連道の整備を着実に進める。
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める。

(総務課、環境整備課、産業振興課)

### 2) 交通規制体制の整備等

#### (交通規制の実施体制の整備)

- ・道路管理者

- ✓道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、危険な状況が予想される場合や発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制を整備する。
  - ✓警察等関係機関と連携を図り、道路情報の迅速な伝達体制を整備する。
  - ✓災害時の交通規制と道路情報伝達に関するマニュアルの作成に努める。
  - ・港湾管理者、漁港管理者
    - ✓交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等に必要な海上保安機関との緊密な連携について検討する。
- (総務課、環境整備課、産業振興課)**

**(交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備)**

- ・災害発生時、道路管理者の責務として、管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。**(総務課、環境整備課)**

**(緊急通行車両等の事前届出・確認)**

- ・交通の混乱の防止、緊急通行路の確保のための交通規制の実施に向けて、緊急通行車両等の事前届出を進める。**(総務課)**

**3) 輸送体制の整備**

**(輸送体制の整備に係る関係機関相互の連携の強化)**

- ・災害時には、救援物資等の多数の輸送需要が発生し、輸送能力が不足することが考えられる。このため、緊急輸送に係る応援協定の締結、関係機関相互の情報連絡体制の構築等を推進し、連携強化に努める。**(総務課)**

**(輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定)**

- ・漁船等による救援物資等の輸送手段を確保するため、緊急時の連絡体制等について、関係機関と連携を図る。**(総務課)**
- ・災害時の迅速かつ的確な輸送手段を確保するため、港湾、漁港、ヘリポート等の点検や資機材更新を行うとともに災害時の輸送について施設管理者として関係機関や企業等との連携を図る**(総務課、環境整備課、産業振興課)**

**(道路寸断への対応)**

- ・災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集/提供や関係機関との連携体制を強化する。**(総務課、環境整備課)**

**(緊急輸送のための港湾啓開体制等の整備)**

- ・災害発生時に迅速かつ的確な港湾、漁港、臨港道路の啓開作業を行うため、平時から装備/資機材を整備のうえ関係機関/団体との協力体制を強化する。
- ・大規模災害が発生しても港湾/漁港機能の低下を最小限に抑え早期の復旧を行うため、BCPを作成する。**(総務課、環境整備課、産業振興課)**

**(公共交通機関の状況把握、連絡調整のための体制の整備)**

- ・災害発生後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧に向けた連絡調整を行うため、平時から関係機関との会議等を通じて、情報収集/共有などの連携体制を強化する。**(総務課)**

**4) 調達体制の整備**

**(食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備)**

- ・災害時に必要となる物資等について、地理的条件や被害想定に基づき必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要事項を、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画として策定する。

- ・地理的条件や災害の被害想定を踏まえた備蓄/調達/輸送、配備状況の情報収集や提供を行える体制の強化を図る。
  - ・災害時に、協定に基づく救援物資の緊急輸送等が円滑に実施されるよう、平時より防災訓練などを通じて連携強化を図る。
  - ・食料供給体制について、訓練等を通じて定期的な検証を行う。
  - ・漁船等による食料等の輸送手段を確保するため、緊急時の連絡体制等について、関係機関と連携を図る。
- (総務課、他)

#### (燃料等生活必需品の調達体制の整備)

- ・燃料等生活必需品の調達/輸送体制について生産者及び販売業者と十分に協議を行い、協定の締結を進める。(総務課)

### (7) 経済産業

#### 1) 企業における防災対策等

##### (企業(事業所)における防災体制の整備)

- ・企業(事業所)における防災組織の整備を促進する。(総務課)

##### (企業(事業所)における事業継続の取組の推進)

- ・企業(事業所)における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供などを推進し、業務継続計画(BCP)の策定を促進する。(総務課)

##### (事業所における防災の推進等)

- ・企業(事業所)における職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災力向上の促進に資する普及啓発や情報提供などを推進する。
  - ・事業所対し、地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけを行う。
- (総務課)

#### 2) 帰宅困難者対策

##### (帰宅困難者への対応)

- ・町が保有する広報手段を駆使して確実に情報提供が可能となるよう、情報提供体制等を整備、点検する。
  - ・災害状況によっては報道機関等に放送要請を行うため、関係機関と連携を強化する。
- (総務課、他)

##### (観光客の安全確保)

- ・帰宅困難者対策や安否確認手段について、平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて滞在場所の確保を推進する。
  - ・旅館/ホテル等に対し、観光客を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等や避難誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。
- (総務課、観光定住課)

#### 3) 農林水産基盤の強化

##### (農業基盤施設の安全化)

- ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策を推進していく。また、防災重点ため池として特に監視点検が必要とされる箇所についてはハザードマップ等を町民へ情報提供する。
  - ・農業用排水施設などの機能診断調査を適切に行い、計画的/効率的な整備など老朽化、機能保全対策を推進していく。
- (総務課、産業振興課)

**(食料生産基盤の整備)**

- ・食料の安定供給に資する農地や農業水利施設の生産基盤の整備を着実に推進していく。  
(産業振興課)

**(地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進)**

- ・耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動に対する交付金などによる支援をしていく。(産業振興課)

**(漁業施設災害の防止対策)**

- ・漁業施設の管理者に対する防災対策の実施及び船舶の所有者に対する安全な港への避難や係留方法の点検/補強などの安全対策を指導する。
- ・増殖場や養殖施設等は、波浪を考慮した整備を図る。
- ・機能保全計画に基づき漁港施設の老朽化対策を計画的/効率的に推進するとともに、拠点漁港において機能診断を実施し、耐震対策を推進していく。  
(産業振興課、環境整備課)

**(広域応援協力体制の整備)**

- ・災害時の応急対策等をより迅速/的確に行うために、港湾漁港建設協会との協定締結を進める。  
(環境整備課、産業振興課)

**(漁船保険、漁業共済の加入促進)**

- ・被災した漁船や漁具の損害を速やかに補てんするため、漁船保険及び漁業共済の加入促進を行う。  
(産業振興課)

**(8) 国土保全**

**1) 河川・海岸の災害防止**

**(河川等氾濫の防止対策)**

- ・洪水等の被害を防止し、治水安全度を高めるため、国や県と連携を図り治水事業を促進させるとともに、ダム建設や堤防の安全性向上や内水排除の対策工事を含めた河川改修など治水対策を着実に進める。
- ・出水時に市街地等の浸水を防ぐため、水防活動の実施に資する水防資材器具等の充実を図る。
- ・町管理河川の適切な維持管理や堆積土砂対策等を計画的に実施する。  
(環境整備課)

**(波浪、侵食、高潮災害の防止対策(海岸における危険箇所の把握))**

- ・波浪等による被害を防止するため、海岸環境に配慮しながら波浪等に対応できる護岸等の海岸保全施設の整備を実施するとともに、既存施設の老朽化点検を実施し、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

**①海岸・湖岸における危険予想箇所の把握・周知**

本町は離島であり、町全域が波浪/高潮災害の影響を受けることから、海岸に関しては、港湾、漁港、海岸保全区域等において過去の高潮の発生範囲等について把握し、関係地域の住民に周知するよう努める。

**②海岸保全施設整備の推進**

- ・冬季風浪や台風時の侵食、波浪、高潮等の被害が生じやすい海岸を対象として、波浪等に対応できる護岸等の海岸保全施設の整備に努める。
- ・既存施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等の計画的な推進を図る。
- ・海岸環境に配慮しつつ、人工リーフ等沖合施設と護岸を組み合わせ波浪の静穏化を図り、海岸の侵食防止と波浪の被害から海岸を防護するよう努める。
- ・コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策に努める。  
(環境整備課、産業振興課、総務課)



## 2) 土砂災害等の災害防止

### (土砂災害の防止、公共土木施設の安全化、造成地の予防対策)

- ・ 県と連携し、山地災害の防災/減災を図るため、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせ総合的に実施する。
- ・ 県ホームページの「マップ on しまね」及びハザードマップ等を活用し、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所などがけ崩れ/山崩れ災害の危険性等に関する情報を関係地域の住民に周知する。
- ・ 県と連携し、老朽化した治山施設（地すべり防止施設含む）について計画的に補修/更新等の長寿命化対策を推進する。
- ・ 各種法令に基づき、防災の観点から総合的な調整/指導を実施する。
- ・ 宅地造成による人工崖面には、高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁設置等の安全措置を講ずる。
- ・ 造成後は、違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを行う。
- ・ 土砂災害防止法に基づく各種広報や防災学習会等による土砂災害警戒区域等の周知を継続することに加え、住民の理解を得て特別警戒区域指定の推進を図る。
- ・ 災害時の避難場所を確保するため、公園等の計画的な配置/整備/維持管理を積極的に推進するとともに、緑地の保全を図る。

#### 【再掲】（総務課、他）

- ・ 土砂災害による人的被害を防ぐため、避難所、要配慮者利用施設など緊急度、必要性の高い箇所の整備を引き続き重点的に推進する。
- ・ 県と連携し、老朽化した治山施設（地すべり防止施設含む）について計画的に補修/更新等の長寿命化対策を推進する。

#### （総務課、環境整備課）

- ・ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の周知のため、各種広報や防災学習会等を継続することに加え、住民や市町村の理解を得て特別警戒区域指定の推進を図る。
- ・ 県と連携し、危険住宅の安全性確保のため、土砂災害特別警戒区域の指定がされた区域の住宅の移転等の促進を図る。

#### （総務課）

### (森林整備の実施)

- ・ 適切な森林の整備と保全を図るため、人工林等において森林整備対策を実施する。（産業振興課）

## (9) 環境

### 1) 生活環境に関する施設等の安全化

#### (下水道施設の安全化)

- ・ 災害発生時の公衆衛生を確保するため、流域下水道施設の耐震化や策定済みの長寿命化個別計画等に基づく老朽化対策を計画的に実施する。
- ・ 災害発生時における汚水処理機能の早期復旧を図るため、BCPを活用した訓練や災害対策マニュアル等の見直しを実施する。

#### （環境整備課）

#### (農業集落排水の機能保全)

- ・ 農業集落排水施設等について、計画的に機能保全対策や耐震化を支援していく。（環境整備課、産業振興課）

#### (廃棄物処理体制の整備)

- ・ 県、近隣の市町村、業界団体と連携し、建物の浸水や流失等により大量に発生する廃棄物の処理体制を整備する。（環境整備課）

**(し尿処理体制の整備)**

- ・し尿を適正かつ速やかに処理できるようにするため、県、近隣の市町村、業界団体と連携し、し尿処理の仕組みづくりを促進する。**(環境整備課)**

**(10) 横断的分野 (避難訓練・防災組織・防災教育)**

**1) 避難訓練**

**(避難勧告等の基準の策定・避難体制の整備)**

- ・避難計画の策定を進めるとともに、町民が安全/的確に避難行動や避難活動を行うための体制を整備する。**(総務課)**

**(避難行動要支援者等支援体制の構築)**

- ・避難行動要支援者の支援のため、県と連携し、避難行動要支援者の避難支援のため関係機関、団体等との協力体制や防災設備、物資等の整備を図る。**(総務課、健康福祉課)**

**2) 防災組織等の活動環境の整備**

**(自主防災組織等の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備)**

- ・災害時の地域ぐるみの救急/救助活動の協力に向け自主防災組織等を育成するほか、県と連携し、自主防災組織、住民、消防団に対する教育訓練等を充実させるとともに、災害救援ボランティアとの連携を図る。**(総務課、健康福祉課)**

**(災害ボランティアの活動環境の整備)**

- ・災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるようにするため、平時から社会福祉協議会等との連携、地域住民への普及啓発等、災害ボランティア活動環境の整備を図る。
- ・災害時における対応に災害弱者の生活への配慮が十分になされるようにするため、男女共同参画の視点に基づく防災講座などの活動を県と連携し実施する。
- ・外国人住民に対する災害時支援を円滑かつ効果的に行えるようにするため、平時から外国人住民との「顔の見える関係づくり」を目指して、各種ボランティア登録を進めるとともに外国人支援環境の整備を図る。
- ・日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアコーディネーターの育成や普及啓発に努める。**(総務課、健康福祉課)**

**(災害復旧の担い手の確保)**

- ・建設産業における担い手の育成/確保を図るため、建設業界団体と行政が連携して、若年者の入職/定着の促進に繋がる取組み(魅力発信/イメージアップ、技術者/技能者の育成等)を推進する。**(総務課、環境整備課、産業振興課、観光定住課)**

**(支援協定締結団体との連携強化)**

- ・「大規模災害発生時における応急対策業務に関する協定書」の締結団体と連携し、情報伝達訓練や応急対応訓練を実施し、体制の強化を図る。**(総務課、環境整備課)**

**(地域コミュニティの維持)**

- ・災害発生時における、地域住民や地域コミュニティの対応能力向上のため、地域運営の仕組みづくり(小さな拠点づくり)を進める。**(総務課、観光定住課)**

**(地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進)**

- ・県と連携し、土砂防止機能や洪水防止機能などの農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動に対する交付金などによる支援をしていく。**(産業振興課)**

### 3) 防災教育

#### (職員及び町民に対する防災教育)

- ・職員に対し、研修や講習会等により防災教育の普及徹底を図るとともに、町民に対し、広報媒体や講演会などを通じて防災知識の普及啓発を図る。(総務課)

#### (学校教育における防災教育)

- ・引き続き学校安全計画に基づく避難訓練等の確実な実施について推進するほか、新たに教科書で取り上げられる東日本大震災の様子や津波防災教育の取組みなどを使い、震災をより身近なものとして感じながら学び、課題意識を持って行動できる児童生徒の育成を図る。(教育委員会、総務課)

### (11) 横断的分野(老朽化対策)

#### (建築物の老朽化対策)

- ・町有建築物の安全性を確保するため、「西ノ島町公共施設等総合管理計画」に基づき、各施設管理者において施設の長寿命化などを計画的に進める。(総務課、他)

#### (農林水産公共施設の老朽化対策)

- ・農林水産公共施設の安全性を確保するため、「西ノ島町公共施設等総合管理計画」に基づき「各施設の個別計画」の策定とその実行により老朽化対策を着実に進める。(産業振興課)

#### (公共土木施設の老朽化対策)

- ・公共土木施設の安全性を確保するため、「西ノ島町公共施設等総合管理計画」に基づき、「各施設の個別計画」の策定とその実行により老朽化対策を着実に進める。
  - ・国や県、市町村等からなる島根県道路メンテナンス会議において老朽化対策の強化を図っていく。
- (環境整備課)

## 別紙 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価

### 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

#### 1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 (建築物の災害予防)

- ・住宅や多数の者が利用する建築物などの耐震化が十分に進んでないことから、耐震化（除却を含む）を促進する必要がある。（総務課、他）

#### (エレベーターの閉じ込め防止対策)

- ・エレベーターでの閉じ込めにより避難の遅れが発生する恐れがあることから、その対策を促す必要がある。（総務課、他）

#### (防災的な土地利用の推進・土地利用の適正化・都市の不燃化の推進、まちな燃化)

- ・都市の既成市街地内で、土地利用の細分化、老朽化した木造住宅の密集、耐震基準を満たしていない建物の存在、道路や公園など公共施設の未整備といった状況がみられることから、宅地の耐震化や不燃化など安全な都市空間を整備する必要がある。（総務課、他）

#### (防災空間の確保・交通施設の安全化)

- ・災害時の避難路や緊急輸送道路として、農道、集落道、林道、漁港関連道の整備が必要である。
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。
- ・緊急物資等を海上輸送する際の拠点となるため、防災拠点漁港等の耐震強化が必要である。

（総務課、環境整備課、産業振興課）

- ・災害時の避難路等確保のため、県と連携し、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の 着実な整備、防災対策、維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。（総務課、環境整備課）

#### (交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備)

- ・道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招く恐れがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。（総務課、環境整備課）

#### (液状化危険地域の予防対策)

- ・大規模地震発生時に、地盤の状況によっては液状化が発生する可能性があるため、建築物に対する被害を防止する必要がある。
- ・地震災害では、地盤によっては液状化現象など様々な被害が生じる可能性があることから、被害の軽減に向けて関連する情報を提供する必要がある。

（総務課）

#### (出火防止)

- ・消防力の基準等に照らし、消防施設等の充足状況を勘案するとともに、管路の耐震化や、市街地における消防水利及び防火水槽（耐震性貯水槽）の整備を行う必要がある。（総務課）

#### 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

##### (建築物の災害予防)

- ・多数の人を収容する施設の安全化を高めるため、各施設管理者において、大空間天井や照明等の耐震化を進める必要がある。（総務課、他）
- ・学校施設は児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の避難/救護施設の役割も果たすことから、安全性を確保する必要がある。（総務課、教育委員会）
- ・社会福祉施設等の耐震化を促進する必要がある。（総務課、健康福祉課）
- ・多数の者が利用する建築物などの耐震化が十分に進んでないことから、耐震化（除却を含む）や

天井脱落等の対策を推進する必要がある。（総務課、他）

**（建築物の老朽化対策）**

- ・町有建築物の安全性を確保するため、「西ノ島町公共施設等総合管理計画」に基づき、各施設管理者において施設の長寿命化などを計画的に進める必要がある。（総務課、他）

**（エレベーターの閉じ込め防止対策）**

- ・エレベーターでの閉じ込めにより避難の遅れが発生する恐れがあることから、その対策を促す必要がある。（総務課、他）

**1－3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生**

**（海岸における津波浸水想定箇所の把握）**

- ・過去の津波の影響を踏まえると負傷者や家屋の浸水が生じるなどの影響を受ける可能性があることから、津波に関する情報を町民へ周知することが必要である。（総務課）

**（波浪、侵食、高潮災害の防止対策（海岸における危険箇所の把握））**

- ・冬季風浪や台風時の侵食、波浪、高潮や津波等の被害が生じやすいため、海岸保全施設の整備や適切な維持管理/老朽化対策とともに、危険箇所の把握を行う必要がある。（環境整備課、産業振興課）

**（避難勧告等の基準の策定・避難体制の整備）**

- ・災害により町民が避難を要する事態となる可能性があることから、適切に避難できる体制を整備することが必要である。（総務課）

**（防災訓練）**

- ・大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。（総務課、他）

**（避難行動要支援者等支援体制の構築）**

- ・災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者は、災害が発生した場合に被害を受けやすいため、避難体制を整備することが必要である。（総務課、健康福祉課）

**1－4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水**

**（河川等の氾濫の防止対策）**

- ・河川氾濫により家屋等が浸水する恐れがあることから、施設/資機材整備を始めとした各種対策を進める必要がある。
- ・町管理河川の適切な維持管理や堆積土砂対策等を計画的に実施する。（総務課、環境整備課）

**（農業基盤施設の安全化）**

- ・農業生産の維持だけでなく、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。（産業振興課）

**（避難勧告等の基準の策定・避難体制の整備）**

- ・災害により町民が避難を要する事態となる可能性があることから、適切に避難できる体制を整備することが必要である。（総務課）

**（職員及び町民に対する防災教育）**

- ・災害から時間が経過すると防災に対する意識は低下する傾向にあり、職員及び町民に対して防災に関する教育や啓発を行っていくことが必要である。（総務課）

#### (町民に対する防災教育)

- ・災害時の被害を抑えるためには、日ごろから町民が家庭で予防/安全に努めるなど、災害時にとるべき行動など正しい防災知識を持つことが必要である。(総務課)

#### (学校教育における防災教育)

- ・各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等を実施するなど、社会科等の学習の時間における地域防災マップ作りなどを通して防災意識をより高めることが必要である。(教育委員会、総務課)

#### (防災訓練)

- ・大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。(総務課、他)

### 1-5 火山噴火・土砂災害、暴風雪等による死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

#### (土砂災害の防止、公共土木施設の安全化)

- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、県と連携し、治山施設の整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせることで治山対策を推進する必要がある。
- ・県ホームページの「マップ on しまね」及びハザードマップ等を活用し、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所などがけ崩れ/山崩れ災害の危険性等に関する情報を関係地域の住民への周知が必要である。
- ・地すべり危険箇所について、危険箇所の把握と地すべり防止区域の指定を進め、対策中の箇所については、早期概成に向けて地すべり防止工事を推進する必要がある。

#### (総務課、環境整備課)

- ・多くの町民が土砂災害を被る危険な状況であることから、県と連携し、特別警戒区域指定の取組や施設整備/改修、住宅移転対策などが必要である。(総務課、他)

#### (河川等氾濫の防止対策)

- ・町管理河川の適切な維持管理や堆積土砂対策等を計画的に実施する。(環境整備課)

#### (農業基盤施設の安全化)

- ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池は、災害等により決壊する恐れがあるため、整備補強を進める必要がある。
- ・農業生産の維持だけでなく、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。

#### (環境整備課、産業振興課)

#### (地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進)

- ・耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。(産業振興課)

#### (森林整備の実施)

- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから森林整備を実施する必要がある。(産業振興課)

#### (工作物対策)

- ・市街地では、建築物に付属した屋外看板のうち老朽化などにより落下の危険性が発生する看板の増加が懸念されるため、暴風/地震等による脱落防止対策を促す必要がある。(総務課、他)

**(避難勧告等の基準の策定・避難体制の整備)**

- ・災害により町民が避難を要する事態となる可能性があることから、適切に避難できる体制を整備することが必要である。(総務課)

**(交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備)**

- ・道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招く恐れがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。【再掲】(総務課、環境整備課)

**(職員及び町民に対する防災教育)**

- ・災害から時間が経過すると防災に対する意識は低下する傾向にあり、職員及び町民に対して防災に関する教育や啓発を行っていくことが必要である。(総務課)

**(町民に対する防災教育)**

- ・災害時の被害を抑えるためには、日ごろから町民が家庭で予防/安全に努めるなど、災害時にとるべき行動など正しい防災知識を持つことが必要である。(総務課)

**(学校教育における防災教育)**

- ・各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等を実施するなど、社会科等の学習の時間における地域防災マップ作りなどを通して防災意識をより高めることが必要である。(教育委員会、総務課)

**(防災訓練)**

- ・大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。(総務課)

**(避難行動要支援者等支援体制の構築)**

- ・災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者は、災害が発生した場合に被害を受けやすいため、避難体制を整備することが必要である。【再掲】(総務課、健康福祉課)

**(農林水産公共施設の老朽化対策)**

- ・農林水産公共施設の安全性を確保するため、「西ノ島町公共施設等総合管理計画」に基づき「各施設の個別計画」の策定とその実行により老朽化対策を着実に進める必要がある。(産業振興課)

**(公共土木施設の老朽化対策)**

- ・公共土木施設の安全性を確保するため、「西ノ島町公共施設等総合管理計画」に基づき、「各施設の個別計画」の策定とその実行により老朽化対策を着実に進める必要がある。(環境整備課)

**1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生**

**(波浪、侵食、高潮災害の防止対策(海岸における危険箇所の把握))**

- ・波浪、高潮や津波被害が生じやすいため、危険箇所を把握/周知する必要がある。(総務課、環境整備課)

**(町民への的確な情報伝達体制の整備)**

- ・災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、災害に関する情報の的確な収集/伝達等を行うことが必要である。(総務課)

**(報道機関との連携体制の整備)**

- ・多様な手段により広報することが必要である。(総務課)

**(避難勧告等の基準の策定・避難体制の整備)**

- ・災害により町民が避難を要する事態となる可能性があることから、適切に避難できる体制を整備することが必要である。(総務課)

**(学校等の避難計画の策定)**

- ・小学校就学前の乳幼児等の安全で確実な避難が必要である。(総務課、健康福祉課)
- ・災害時に迅速に対応するため、関係法令に基づき、全ての学校等で避難計画を策定する必要がある。(教育委員会、総務課)

**(社会福祉施設等における対策)**

- ・社会福祉施設の利用者の、避難後の二次的な健康被害を防止する必要がある。(総務課、健康福祉課)

**(情報収集管理体制の整備)**

- ・多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、医療救護に必要な緊急性の高い情報を優先的に収集/伝達できるような仕組みの整備が必要である。(総務課、健康福祉課)

**(医療救護体制に係る防災訓練)**

- ・災害発生時における各機関の医療救護活動の実効性を高めるには、地域防災計画及び各機関が作成するマニュアルを検証する機会が必要である。(総務課、健康福祉課)

**(職員及び町民に対する防災教育)**

- ・災害から時間が経過すると防災に対する意識は低下する傾向にあり、職員及び町民に対して防災に関する教育や啓発を行っていくことが必要である。(総務課)

**(町民に対する防災教育)**

- ・災害時の被害を抑えるためには、日ごろから町民が家庭で予防/安全に努めるなど、災害時にとるべき行動など正しい防災知識を持つことが必要である。(総務課)

**(学校教育における防災教育)**

- ・各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等を実施するなど、社会科等の学習の時間における地域防災マップ作りなどを通して防災意識をより高めることが必要である。(教育委員会、総務課)

**(防災訓練)**

- ・大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。(総務課)

**(避難行動要支援者等支援体制の構築)**

- ・災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者は、災害が発生した場合に被害を受けやすいため、避難体制を整備することが必要である。**【再掲】**(総務課、健康福祉課)

**(地域における要配慮者対策(外国人対策))**

- ・外国人住民は、言語の違い等により、防災知識や情報の理解が困難な場合があることから、外国人住民に対する災害意識の向上/多言語等(やさしい日本語)による情報発信が必要である。(総務課)

**2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)**

**2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止**

**(交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応、港湾啓開体制の整備)**

- ・災害時の避難路や緊急輸送道路として、農道、集落道、林道、漁港関連道の整備が必要である。



- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、農道施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。
- ・迂回路として活用できる農道、集落道、林道、漁港関連道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。
- ・生産/供給基盤となる漁港/港湾施設の老朽化が加速するため、老朽化対策を着実に進める必要がある。
- ・緊急物資等を海上輸送する際の拠点となるため、防災拠点漁港の耐震強化が必要である。
- ・水産業の早期再開を目指すため、県と連携し、流通拠点漁港/港湾の耐震改良が必要である。

**(産業振興課、環境整備課、総務課)**

- ・災害時の輸送路等確保のため、県と連携し、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。また、寸断が生じた際の対応の強化に取り組む必要がある。
- ・県と連携し、港湾/漁港施設について維持管理計画を策定し、防災点検、補強工事等を行うとともに、関係機関/団体と啓開体制強化の取組みを進める必要がある。

**(産業振興課、総務課)**

**(水道施設の安全化)**

- ・地震被害として、送配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生危険性が高いことから、耐震化及び更新計画の策定を推進する必要がある。**(環境整備課)**
- ・風水害等による被害として、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定されることから、各地域の状況等も考慮しながら計画的に安全化対策を推進する必要がある。

**(環境整備課)**

**(農業基盤施設の安全化)**

- ・農業生産の維持だけでなく、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。**(産業振興課)**

**(漁業施設災害の防止対策)**

- ・荷捌き施設等の漁業関連の陸上施設は、風浪によって被害が発生する恐れがあることから、防災対策が必要である。
- ・漁船は、風浪によって流出や損傷を受ける恐れがあることから、防災対策が必要である。
- ・増殖場や養殖施設等は、波浪によって被害が発生する恐れがあることから、防災対策が必要である。**(産業振興課、環境整備課)**

**(広域応援協力体制の整備)**

- ・災害時の応急対策をより迅速/的確に行うために、各関係機関との協力体制が必要である。**(総務課、他)**

**(災害救助法等の運用体制の強化)**

- ・職員の異動などによる業務の習熟不足などにより、災害救助法の適用等が遅れる可能性があることから、災害救助法の運用体制を強化することが必要である。**(総務課)**

**(緊急通行車両等の事前届出・確認)**

- ・交通施設が被災した場合、交通の混乱の回避のため交通規制を実施するが、交通規制時に緊急通行車両等が円滑に災害対応できるよう事前届出を推進することが必要である。**(総務課)**

**(輸送体制の整備に係る関係機関相互の連携の強化)**

- ・災害時における緊急/救援輸送や物流専門家等の派遣の円滑化を図るため、平時より関係団体と連携を密にし、応急対策を確実に実施する体制を構築する必要がある。**(総務課、他)**

#### (輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定)

- ・漁船による救援物資等の輸送手段を確保する必要がある。
- ・害時の迅速かつ的確な輸送手段を確保するため、港湾/漁港、ヘリポート等の点検や資機材更新を行うとともに災害時の輸送について施設管理者として関係機関や企業等との連携を図る必要がある。

(総務課、他)

#### (食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備)

- ・災害により食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄及び調達、受援等の体制を強化することが必要である。(総務課)
- ・災害時における緊急/救援輸送や物流専門家等の派遣の円滑化を図るため、平時より関係団体と連携を密にし、応急対策を確実に実施する体制を構築する必要がある。
- ・流通機能の低下などにより被災者の食料調達が困難となるため、速やかな食料供給体制の確立と機能発揮には、平時における供給体制の維持管理が必要である。
- ・食料等、燃料等生活必需品、災害救助用物資及び医薬品等の輸送手段を確保する必要がある。

(総務課、他)

#### (燃料等生活必需品の調達体制の整備)

- ・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備(民間業者との協定締結)を行い、本体制の強化や実効性を上げることが必要である。(総務課、他)

#### (食料生産基盤の整備)

- ・農業に係る生産基盤等については、安定した食料供給力を確保するため重要な役割を担っており、農地等の生産基盤の整備を着実にを行う必要がある。(産業振興課)

#### (地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進)

- ・耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。(産業振興課)

#### (漁船保険、漁業共済の加入促進)

- ・被災した漁船等が速やかに復旧して業務を再開する必要がある。(産業振興課)

### 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

#### (波浪、侵食、高潮災害の防止対策(海岸における危険箇所の把握))

- ・冬季風浪や台風時の侵食、波浪、高潮や津波等の被害が生じやすいため、海岸保全施設の整備や適切な維持管理/老朽化対策とともに、危険箇所の周知を行う必要がある。(環境整備課、産業振興課、総務課)

#### (土砂災害の防止対策、公共土木施設の安全化)

- ・地すべり危険箇所について、県と連携し、危険箇所の把握と地すべり防止区域の指定を進め、対策中の箇所については、早期概成に向けて地すべり防止工事を推進する必要がある。
- ・地域住民等への山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり防止区域や地すべり危険地区の周知が必要である。
- ・県と連携し、老朽化した治山施設(地すべり防止施設含む)について計画的に補修/更新等の長寿命化対策を推進する。

(総務課、環境整備課)

- ・多くの町民が土砂災害を被る危険な状況であることから、特別警戒区域の周知や施設整備/改修、住宅移転対策などが必要である。(総務課)
- ・多くの町民が土砂災害を被る危険な状況であることおよび既存施設の老朽化が進行していることから、県と連携し、整備率の向上および既存施設の改修が必要である。(総務課、環境整備課)

#### (防災空間の確保、交通施設の安全化、道路寸断への対応)

- ・災害時の避難路や緊急輸送道路として、農道、集落道、林道、漁港関連道の整備が必要である。
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。
- ・迂回路として活用できる農道、集落道、林道、漁港関連道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。
- ・生産/供給基盤となる漁港等施設の老朽化が加速するため、老朽化対策を着実に進める必要がある。
- ・緊急物資等を海上輸送する際の拠点となるため、防災拠点漁港/港湾の耐震強化が必要である。
- ・災害時の避難路等確保のため、県と連携し、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。また、寸断が生じた際の対応の強化に取り組む必要がある

(産業振興課、環境整備課、総務課)

#### (災害救助法等の運用体制の強化)

- ・職員の異動などによる業務の習熟不足などにより、災害救助法の適用等が遅れる可能性があることから、災害救助法の運用体制を強化することが必要である。(総務課)

#### (燃料等生活必需品の調達体制の整備)

- ・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備(民間業者との協定締結)を行い、本体制の強化や実効性を上げることが必要である。【再掲】(総務課、他)

#### (食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備)

- ・災害により食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄及び調達、受援等の体制を強化することが必要である。(総務課)

### 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の遅れと不足

#### (広域応援協力体制の強化)

- ・町だけでは災害に対応できない可能性があることから、国や県、関係機関から協力や支援を受けることができる体制を強化することが必要である。
- ・大規模災害時における応急対策をよりの確/迅速に実施するためには、広域的な支援/協力体制が必要である。

(総務課、他)

#### (救急・救助の体制や資機材の充実)

- ・大規模災害時には多数の救急/救助事案が発生すると予想されるため、必要な体制や救急用装備/資機材等を充実させる必要がある。(総務課、健康福祉課)
- ・大規模災害が起きた場合、災害対策に必要な防災資機材が不足する可能性があることから、受援体制を強化する必要がある。(総務課)

#### (防災拠点の管理・運営)

- ・大規模災害時には、広域航空応援を受けることが想定されるほか、大規模災害時において効率的な災害支援活動を行えるよう、災害時広域航空応援のベースキャンプ機能及び緊急物資/資機材の集積配給基地機能を有する広域防災拠点を整備検討する。緊急物資、資機材の集積配給基地が不可欠であることから、広域防災拠点を適正に管理/運営することが必要である。(総務課)

#### (災害用臨時ヘリポートの整備)

- ・災害時の救助/救護活動等を円滑に行うため、臨時ヘリポートの選定/整備に努める必要がある。(総務課)

### (消防団等の育成強化)

#### (自主防災組織等の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備)

- ・消防団は地域防災力の中核を担う存在であるが、団員の減少等課題があることから対策が必要である。
- ・大規模災害時には消防団及び自主防災組織等が重要な役割を果たすため、消防防災に関する教育訓練を受ける機会を充実させる必要がある。
- ・災害時は、行政だけでは全ての救助要請等に迅速に対応できない場合があることから、住民やボランティア等が協力し対応する体制を整備することが必要である。

(総務課)

#### (自主防災組織等の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備)

- ・災害発生時には、公的機関の応急復旧活動だけでは不十分であることから、ボランティアによる被災者の支援が必要である。
- ・災害ボランティアが活動しやすいように、ニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行う災害ボランティアコーディネーターの育成が必要である。
- ・災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域住民に災害ボランティアの役割/活動についての普及/啓発が必要である。

(総務課、健康福祉課)

### (防災訓練)

- ・大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。(総務課、他)

### (出火防止)

- ・火災予防のため、出火防止措置の徹底が必要である。
- ・常備消防、非常備消防による消防防災活動には限界があることから、地域住民等による自主防災体制の充実が必要である。

(総務課)

- ・災害時には同時多発火災が予想されることから、消防団の装備/施設の計画的な整備等が必要である。(総務課)

## 2-4 想定を越える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

### (水道施設の安全化)

- ・地震被害として、送配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生の危険性が高いことから、耐震化及び更新計画の策定を推進する必要がある。
- ・風水害等による被害として、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定されることから、各地域の状況等も考慮しながら計画的に安全化対策を推進する必要がある。

(環境整備課)

### (複合災害体制の整備)

- ・災害対応にあたる要員、資機材の投入等においては、複合災害(同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、複合災害の発生時及び後発災害の発生が懸念される場合には、状況を見極め適切な配分を考慮した投入判断ができるよう備える必要がある。様々な複合災害を想定した机上訓練を実施するとともに、発生可能性が高い複合災害を想定した職員の参集等の実働訓練を実施する必要がある。(総務課)

### (食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備)

- ・災害により食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄及び調達、受援等の体制を強化することが必要である。(総務課)

#### (燃料等生活必需品の調達体制の整備)

- ・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備（民間業者との協定締結）を行い、本体制の強化や実効性を上げることが必要である。【再掲】（総務課、他）

#### (道路寸断への対応)

- ・迂回路として活用できる農道、集落道、林道、漁港関連道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。（産業振興課、環境整備課、総務課）
- ・道路の寸断は、集落の孤立や救急救命活動、支援物資輸送等への深刻な影響を生じさせることから、県と連携し、その防止と起った際の対応の強化に取り組む必要がある。（環境整備課、総務課）

#### (帰宅困難者への対応)

- ・町が保有する広報手段を駆使して確実に情報提供が可能となるよう、情報提供体制等を整備、点検する必要がある。
- ・災害状況によっては報道機関等に放送要請を行うため、関係機関と連携を強化する必要がある。（総務課）

### 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

#### (医療救護体制の強化)

- ・県及び関係機関と連携し、緊急医療情報、応需情報などの医療情報を迅速かつ的確に把握する体制を構築する必要がある。
- ・医療救護活動に必要な医薬品/医療用資器材等の調達/搬送も含めた体制を構築する必要がある。（総務課、健康福祉課、他）

#### (医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の強化)

- ・災害時の医療救護を迅速かつ適切に実施するため、医療救護体制や医薬品等の供給/確保体制を強化する必要がある。（総務課、健康福祉課）

#### (道路寸断への対応)

- ・迂回路として活用できる農道、集落道、林道、漁港関連道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。  
【再掲】（産業振興課、環境整備課、総務課）
- ・道路の寸断は、集落の孤立や救急救命活動、支援物資輸送等への深刻な影響を生じさせることから、県と連携し、その防止と起った際の対応の強化に取り組む必要がある。【再掲】（産業振興課、環境整備課、総務課）

### 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

#### (下水道施設の安全化)

- ・災害発生時の公衆衛生を確保するため、流域下水道施設の耐震化や策定済みの長寿命化個別計画等に基づく老朽化対策を計画的に実施する必要がある。
- ・災害発生時における汚水処理機能の早期復旧を図るため、BCPを活用した訓練や災害対策マニュアル等の見直しを実施する必要がある。（環境整備課）

#### (農業集落排水の機能保全)

- ・農業集落排水施設や管路及び緊急輸送道路等に埋設されている管路について、機能確保のため、施設の機能保全対策や耐震化を行う必要がある。（環境整備課、産業振興課）

#### (防疫・保健衛生体制の強化)

- ・災害時の防疫/保健衛生については、隠岐保健所と連携を図り対策を推進する必要がある。
- ・防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する必要がある。
- ・防疫班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する必要がある。

(健康福祉課)

#### (食品衛生、監視体制の強化)

- ・災害時は、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備するとともに、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、業者団体との連携の強化が必要である。(健康福祉課)

#### (防疫用薬剤及び器具等の備蓄)

- ・消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等のうち、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時からその確保が必要である。(健康福祉課)

#### (動物愛護管理体制の整備)

- ・家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備が必要である。(健康福祉課)

### 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

##### (交通規制の実施体制の整備)

- ・道路管理者
  - ✓道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、危険な状況が予想される場合や発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制を整備する必要がある。
  - ✓警察等関係機関と連携を図り、道路情報の迅速な伝達体制を整備する必要がある。
  - ✓災害時の交通規制と道路情報伝達に関するマニュアルの作成が必要である。
- ・港湾管理者、漁港管理者
  - ✓交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等に必要な海上保安機関との緊密な連携が必要である。

(総務課、環境整備課)

##### (緊急通行車両等の事前届出・確認)

- ・交通施設が被災した場合、交通の混乱の回避のため交通規制を実施するが、交通規制時に緊急通行車両等が円滑に災害対応できるよう事前届出を推進することが必要である。【再掲】(総務課)

#### 3-2 行政機能の機能不全

##### (災害本部体制の強化)

- ・災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室設営要領等を整備する必要がある、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底する必要がある。

(総務課)

##### (広域応援協力体制の強化)

- ・町だけでは災害に対応できない可能性があることから、国や県、関係機関から協力や支援を受けることができる体制を強化することが必要である。
- ・大規模災害時における応急対策をよりの確/迅速に実施するためには、広域的な支援/協力体制が必要である。

【再掲】(総務課、他)

#### (防災中樞機能等の確保・充実)

- ・地震時の飲料水を確保するため、各施設管理者において、給水設備の耐震化が必要である。
- ・防災中樞機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、整備が必要である。
- ・保有する施設、設備について、非常時の電源確保のために自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備が必要であるとともに、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等が必要である。
- ・防災中樞機能を果たす施設、設備等の整備にあたっては、施設等の整備に加え、災害に伴う停電対策を施す必要があるとともに、物資の供給が困難となる場合を想定した防災要員用の食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄、調達、輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保が必要である。
- ・緊急輸送のための拠点整備が必要である。

(総務課、他)

#### (災害ボランティアの活動環境の整備)

- ・災害時の地域ぐるみの救急/救助活動の協力に向け自主防災組織等を育成するほか、県と連携し、自主防災組織、住民、消防団に対する教育訓練等を充実させるとともに、災害救援ボランティアとの連携を図る。(総務課、健康福祉課)
- ・災害発生時には、公的機関の応急復旧活動だけでは不十分であることから、ボランティアによる被災者の支援が必要である。【再掲】(総務課、健康福祉課)

#### (町民への的確な情報伝達体制の整備)

- ・災害時の参集が困難な事態が想定されることから、より多くの職員が機器操作に習熟し、非常通信ができるようにしておく必要がある。(総務課)

#### (建築物の災害予防)

- ・災害対策の活動拠点施設について、その機能を確保するため、各施設管理者において、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等を整備する必要がある。
- ・多数の人を収容する施設の安全性を高めるため、各施設管理者において、大空間天井や照明等の耐震化を進める必要がある。

(総務課、他)

#### (建築物の老朽化対策)

- ・町有建築物の安全性を確保するため、「西ノ島町公共施設等総合管理計画」に基づき、各施設管理者において施設の長寿命化などを計画的に進める必要がある。【再掲】(総務課、他)

#### (公的機関等の業務継続性の確保)

- ・災害により行政機関が被災し、業務の継続が困難になる可能性があることから、業務継続計画を作成することが必要である。(総務課、他)

#### (重要データの遠隔地バックアップ)

- ・復興の円滑化のため、あらかじめ各種データ(戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設、地下埋設物等情報及び測量図面等のデータの整備保存並びにバックアップ体制の整備)の整備保全が必要である。(総務課、他)

#### (ICT部門における業務継続計画(ICT-BCP)の策定と運用)

- ・業務を実施/継続させるためには、それを支えるネットワーク等の稼働が必要不可欠である。(総務課)

#### (業務システムのサービス利用、外部のデータセンターの利用)

- ・各業務システムの基盤が被災する可能性があることから、防災対策を講じる必要がある。(総務課)

#### (複合災害体制の整備)

- ・災害対応にあたる要員、資機材の投入等においては、複合災害（同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、複合災害の発生時及び後発災害の発生が懸念される場合には、状況を見極め適切な配分を考慮した投入判断ができるよう備える必要がある。様々な複合災害を想定した机上訓練を実施するとともに、発生可能性が高い複合災害を想定した職員の参集等の実働訓練を実施する必要がある。（総務課）

### 4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

#### 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

##### (防災中枢機能等の確保・充実)

- ・防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、整備に努めるとともに、保有する施設、設備について、非常時の電源確保のために自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図るとともに、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等が必要である。（総務課）

##### (情報通信設備用及び震度観測設備用非常電源装置の燃料の確保)

- ・予め非常用発電機用燃料の調達方法を決定しておく必要がある。（総務課、他）

##### (町民への的確な情報伝達体制の整備)

- ・携帯電話不感地域を解消するため、携帯電話事業者と連携して、移動用通信鉄塔施設整備を推進する必要がある。（総務課）

##### (災害用伝言サービス活用体制の整備)

- ・被災地への安否確認情報等の問合せの殺到などにより通信が輻輳した場合、被災地内の家族、親戚、知人等の安否等の確認が困難になる可能性があることから、災害伝言サービスを活用することが必要である。（総務課）

##### (全県域WAN（行政ネットワーク等）の整備)

- ・各業務システムの基盤が被災する可能性があることから、県と連携し、防災対策を講じる必要がある。（総務課）

#### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断や防災無線等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

##### (町民への的確な情報伝達体制の整備)

- ・災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、災害に関する情報の的確な収集/伝達等を行うことが必要である。（総務課）
- ・漁船等に迅速に情報を伝達するため、JFしまねと協力して漁業無線局の通信の充実を図る必要がある。（総務課、産業振興課）

##### (報道機関との連携体制の整備)

- ・多様な手段により広報することが必要である。【再掲】（総務課）

### 5. 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

#### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

##### (産業・エネルギーの持続)

- ・港湾が機能停止した場合、物流停止により企業活動等の低下を招くことから、県と連携し、大規模災害が発生しても港湾機能の低下を最小限に抑え早期の復旧を図る必要がある。（環境整備課）



#### (事業所における防災の推進等)

- ・企業（事業所）における職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災力向上の促進に資する普及啓発や情報提供が必要である。（総務課）
- ・事業所対し、地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等への積極的参加が必要である。（総務課）

### 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

#### (燃料等生活必需品の調達体制の整備)

- ・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備（民間業者との協定締結）を行い、本体制の強化や実効性を上げることが必要である。【再掲】（総務課、他）

#### (企業（事業所）における防災体制の整備)

- ・企業（事業所）における防災組織の整備の促進を図ることが必要である。（総務課、他）

#### (企業（事業所）における事業継続の取組の推進)

- ・企業（事業所）における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供などを推進し、業務継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。（総務課、他）

#### (事業所における防災の推進等)

- ・企業（事業所）における職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災力向上の促進に資する普及啓発や情報提供が必要である。
- ・事業所対し、地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等への積極的参加が必要である。【再掲】（総務課）

#### (観光客の安全確保)

- ・旅館/ホテル等における帰宅困難者対策の推進や安否確認手段の確保を図ることが必要である。（総務課、観光定住課）

## 6. 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

### 6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

#### (ガス施設の安全化)

- ・地震により発生するガス爆発等の災害を防止し、公共の安全を確保するため、関係法令に基づく保安検査/立入検査等が実施されているか確認し、地震/津波対策の徹底を図る必要がある。
- ・ガス販売事業者に対し、高圧ガス等の漏洩を防止するため、ガス施設の安全性の向上、防災訓練実施等の予防対策の推進を指導し、情報提供を行う必要がある。
- ・消費者に対しては、自然災害等による二次災害を防止するため、災害時の際に取るべき対応について啓発を行う必要がある。（総務課、他）

#### (燃料等生活必需品の調達体制の整備)

- ・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備（民間業者との協定締結）を行い、本体制の強化や実効性を上げることが必要である。【再掲】（総務課、他）

#### (再生可能エネルギー等の導入の推進)

- ・エネルギーの供給源の多様化などの視点から、地域における再生可能エネルギー等の自立/分散型エネルギーの導入を推進するため、事業化可能性調査や導入等の取組みを支援する必要がある。
- ・災害時等における地域の避難施設等のエネルギー確保のため、再生可能エネルギー設備と蓄電設

備の導入を支援する必要がある。

(総務課、他)

- ・地域における再生可能エネルギー導入の事業化可能性調査に取り組む必要がある。(企画財政課)

#### (電気施設の安全化)

- ・電気事業者に対し、定期的に発電施設及び周辺巡視を行うなど、必要に応じて施設の安全対策を講じるよう指導する必要がある。
- ・電気事業者に対し、自然災害等による二次災害を防止するため、災害時の際に取るべき対応についてマニュアルの充実を図るよう指導する必要がある。

(総務課、他)

### 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

#### (水道施設の安全化)

- ・地震被害として、送配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生の危険性が高いことから、耐震化及び更新計画の策定を推進する必要がある。
- ・風水害等による被害として、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定されることから、各地域の状況等も考慮しながら計画的に安全化対策を推進する必要がある。
- ・水道施設等に災害が発生した際には、効果的な応急対策が実施できるよう、関係機関との相互連携体制を確立する必要がある。
- ・水道/工業用水道施設の安全性を確保するため、施設の耐震化及び老朽化対策を進める必要がある。
- ・洪水時等には、原水の濁度が上昇するため、適切な前処理対応を行なう必要がある。
- ・水道施設等に災害が発生した際には、効果的な応急対策が実施できるよう、関係機関との相互連携体制を確立する必要がある。
- ・災害時の関係機関との連絡体制について、NTT回線の不通も想定し代替方法を検討する必要がある。

(環境整備課、総務課)

### 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

#### (下水道施設の安全化)

- ・災害発生時の公衆衛生を確保するため、流域下水道施設の耐震化や策定済みの長寿命化個別計画等に基づく老朽化対策を計画的に実施する必要がある。
- ・災害発生時における汚水処理機能の早期復旧を図るため、BCPを活用した訓練や災害対策マニュアル等の見直しを実施する必要がある。

(環境整備課)

#### (農業集落排水の機能保全)

- ・農業集落排水施設や管路及び緊急輸送道路等に埋設されている管路について、機能確保のため、施設の機能保全対策や耐震化を行う必要がある。【再掲】(環境整備課、産業振興課)

#### (し尿処理体制の整備)

- ・災害時に、便槽内のし尿が飽和/流出するなど生活環境の保全上の支障が生じる恐れがあることから、県、近隣の市町村、業界団体と連携し、し尿を適正かつ速やかに処理できる仕組みづくりが必要である。(環境整備課)

### 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

#### (防災空間の確保、交通施設の安全化、道路寸断への対応)

- ・災害時の避難路や緊急輸送道路として、農道、集落道、林道、漁港関連道の整備が必要である。【再掲】
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。

る。【再掲】

- ・迂回路として活用できる農道、集落道、林道、漁港関連道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。
- ・生産/供給基盤となる漁港等施設の老朽化が加速するため、老朽化対策を着実に進める必要がある。【再掲】
- ・緊急物資等を海上輸送する際の拠点となるため、防災拠点漁港/港湾の耐震強化が必要である。

【再掲】

- ・災害時の避難路等確保のため、県と連携し、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。また、寸断が生じた際の対応の強化に取り組む必要がある。【再掲】
- ・災害時の避難路等確保のため、県と連携し、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。また、寸断が生じた際の対応の強化に取り組む必要がある。【再掲】
- ・災害時の輸送の重要性に鑑み、ヘリポートの適切な維持管理と老朽化対策を行う必要がある。【再掲】

#### (広域応援協力体制の整備)

- ・災害時の応急対策をより迅速/的確に行うために、各関係機関との協力体制が必要である。【再掲】 (総務課、他)

#### (交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備)

- ・道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招く恐れがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。【再掲】 (総務課、環境整備課)

#### (交通規制の実施体制の整備)

- ・道路管理者
    - ✓道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、危険な状況が予想される場合や発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制を整備する必要がある。
    - ✓警察等関係機関と連携を図り、道路情報の迅速な伝達体制を整備する必要がある。
    - ✓災害時の交通規制と道路情報伝達に関するマニュアルの作成が必要である。
  - ・港湾管理者、漁港管理者
    - ✓交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等に必要な海上保安機関との緊密な連携が必要である。
- (総務課、環境整備課)

#### (緊急通行車両等の事前届出・確認)

- ・交通施設が被災した場合、交通の混乱の回避のため交通規制を実施するが、交通規制時に緊急通行車両等が円滑に災害対応できるよう事前届出を推進することが必要である。
- 【再掲】 (総務課)

#### (輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定)

- ・漁船による救援物資等の輸送手段を確保する必要がある。(総務課、他)
- ・災害時の迅速かつ的確な輸送手段を確保するため、港湾/漁港、ヘリポート等の点検や資機材更新を行うとともに災害時の輸送について施設管理者として関係機関や企業等との連携を図る必要がある。(総務課、他)

#### (燃料等生活必需品の調達体制の整備)

- ・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備(民間業者との協定締結)を行い、本体制の強化や実効性を上げることが必要である。【再掲】 (総務課、他)

#### (液状化・崩壊危険地域の予防対策)

- ・地震時に法面崩壊等が発生する可能性があることから、県と連携し、道路施設の被害を防止することが必要である。(環境整備課)

#### (公共交通機関の状況把握、連絡調整のための体制の整備)

- ・災害発生後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧に向けた連絡調整を行うため、関係機関との情報収集/共有体制を強化する必要がある。(総務課、観光定住課)

### 6-5 異常渇水等により用水の供給の途絶

#### (水道施設の安全化)

- ・洪水期、降雨が少ないとダムの利水容量が枯渇するので適切に水運用協議を行う必要がある。(環境整備課)

#### (農業基盤施設の安全化)

- ・農業生産の維持だけでなく、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。【再掲】(産業振興課)

### 6-6 避難所の機能不足や応急仮設住宅の不足等により避難者の生活に支障が出る事態

#### (防災空間の確保)

- ・多重性/代替性の確保が可能となるような災害に強い道路網の整備が必要である。
- ・避難所に通じる避難路については、沿道の安全化や道路拡幅等の整備を推進するとともに、避難場所への誘導標識等の整備が必要である。(環境整備課、総務課)

#### (応急仮設住宅等の確保体制の整備)

- ・企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達体制を整備するとともに、建設可能な用地を把握する等、供給体制をあらかじめ整備する必要がある。
- ・災害時に被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に転換できる体制を整備する必要がある。
- ・災害時における応急仮設住宅等の確保については、県との協議のうえ推進する必要がある。
- ・学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する必要がある。(総務課、他)

#### (自主防災組織の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備)

- ・災害発生時には、公的機関の応急復旧活動だけでは不十分であることから、ボランティアによる被災者の支援が必要である。
- ・災害ボランティアが活動しやすいように、ニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行う災害ボランティアコーディネーターの育成が必要である。
- ・災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域住民に災害ボランティアの役割/活動についての普及/啓発が必要である。【再掲】(総務課、健康福祉課)

#### (地域における要配慮者対策)

- ・災害時の災害弱者の生活への配慮が十分になされていないことから、避難所運営などに反映されるような仕組みづくりが必要である。
- ・外国人は言語/文化/宗教等の違いにより、避難生活では厳しい環境下におかれるなど、特に支援が必要な要配慮者となることから、通訳/相談等のコミュニケーション支援が必要である。(総務課、健康福祉課)

#### (被災者の健康管理)

- ・被災地域（特に避難所）においては、生活環境の激変により、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いことから、県（保健所）と協力し、町保健師に対して、訓練/研修を実施し、保健活動内容等の習熟に努める必要がある。（健康福祉課）

#### （避難行動要支援者等支援体制の構築）

- ・災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者は、災害が発生した場合に被害を受けやすいため、避難体制を整備することが必要である。【再掲】（総務課、健康福祉課）

### 7. 制御不能な二次災害を発生させない

#### 7-1 市街地での大規模火災の発生

##### （防災的な土地利用の推進）

- ・都市の既成市街地内で、土地利用の細分化、老朽化した木造住宅の密集、耐震基準を満たしていない建物の存在、道路や公園など公共施設の未整備といった都市機能の低下がみられることから、安全な都市空間を創造する必要がある。【再掲】（総務課、他）

##### （建築物の災害予防）

- ・木造住宅等が密集する地域においては、大規模災害時に大火災が発生するなど防災上危険な状況にあることから、建築物の不燃化を促進する必要がある。（総務課、他）

#### 7-2 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

##### （工作物対策）

- ・耐震性が劣る擁壁やブロック塀が避難路沿いに点在していると考えられることから、倒壊した場合に人的被害の発生や避難/救助等の障害となる物件の耐震化を促す必要がある。（総務課、他）

##### （交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備）

- ・道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招く恐れがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。【再掲】（総務課、環境整備課）

##### （交通規制の実施体制の整備）

- ・道路管理者
    - ✓道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、危険な状況が予想される場合や発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制を整備する必要がある。
    - ✓警察等関係機関と連携を図り、道路情報の迅速な伝達体制を整備する必要がある。
    - ✓災害時の交通規制と道路情報伝達に関するマニュアルの作成が必要である。
  - ・港湾管理者、漁港管理者
    - ✓交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等に必要な海上保安機関との緊密な連携が必要である。
- （総務課、環境整備課）

##### （緊急通行車両等の事前届出・確認）

- ・交通施設が被災した場合、交通の混乱の回避のため交通規制を実施するが、交通規制時に緊急通行車両等が円滑に災害対応できるよう事前届出を推進することが必要である。
- 【再掲】（総務課）

#### 7-3 有害物質の大規模拡散・流出

##### （消防法に定める危険物施設の予防対策）

- ・過去の地震災害の経験から、消防法をはじめ関係法令の一部改正による耐震基準設計の強化が図られている施設もあるが、軟弱な地盤地域においては施設が被災する危険性が依然として高いため、県及び関係機関と連携し、危険物施設の実態把握、指導及び普及啓発を引き続き推進していく必要がある。（総務課、他）

#### (火薬類施設の予防対策)

- ・県及び関係機関と連携し、火薬類取締法に基づき、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いについて、保安検査/立入検査等により火薬類施設に対する地震/津波対策の徹底する必要がある。(総務課、他)

#### (毒劇物取扱施設の予防対策)

- ・県及び関係機関と協力して毒劇物取扱い施設の実態把握に努めるとともに、次の点に留意し自主保安体制を確立するよう事業所への指導を行う必要がある。(総務課、他)

### 7-4 原子力発電所の事故による放射性物質の放出

#### (原子力安全・防災対策の推進)

- ・発電所に万が一の事態が生じた場合に備え、地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、平時から原子力防災対策を推進する必要がある。
- ・町は国及び県と連携し、あらかじめ緊急時通信連絡網等の整備に努める必要がある。
- ・本町は、離島にあり、本土の拠点が島根原発から30キロ圏内にある七類港及び境港であることから、あらかじめ事故発生に備えて、30キロ圏外の港の利用を検討する必要がある。
- ・町は、県と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発に努める必要がある。(総務課)

### 8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

#### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

##### (廃棄物処理体制の整備)

- ・災害時に、廃棄物の処理停滞により復旧/復興が遅れる恐れがあり、また生活環境保全上の支障が生じる恐れがあることから、廃棄物を適正かつ速やかに処理できる仕組みづくりが必要である。(環境整備課)

#### 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

##### (罹災証明書の発行体制の整備)

- ・災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備が必要である。(総務課、他)

##### (地震被災建築物応急危険度判定体制等の整備)

- ・地震による被災建築物並びに被災宅地の危険度判定を円滑に行うため、県や関係団体と連携/協力した各種取組により、現在の被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の体制を維持する必要がある。(総務課、他)

##### (災害復旧の担い手の確保)

- ・災害対応等により地域の安全安心を守る優良な建設業者の存続のために、担い手の育成/確保対策を行う必要がある。(総務課、環境整備課、産業振興課、観光定住課)

##### (支援協定締結団体との連携強化)

- ・災害時における公共土木施設の機能確保と回復のため、建設業者と連携した応急対策を行う必要がある。(総務課、環境整備課、産業振興課、観光定住課)

#### 8-3 地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

##### (地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進)

- ・土砂防止機能や洪水防止機能などの農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。(産業振興課)

**(地域コミュニティの維持)**

- ・中山間地域等では、人口流出/高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や日常生活に必要なサービスの確保が困難になる集落が増えていることから、安心して住み続けることができる環境づくりが必要である。(総務課、観光定住課)

**(事業所における防災の推進等)**

- ・企業(事業所)における職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災力向上の促進に資する普及啓発や情報提供が必要である。
- ・事業所対し、地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等への積極的参加が必要である。  
【再掲】(総務課)

**8-4 基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**(水道施設の安全化)**

- ・水道施設等に災害が発生した際には、効果的な応急対策が実施できるよう、関係機関との相互連携体制を確立する必要がある。
- ・災害時の関係機関との連絡体制について、NTT回線の不通も想定し代替方法を検討する必要がある。  
【再掲】(環境整備課、総務課)

**(地籍調査の推進)**

- ・災害発生時の迅速な復旧/復興を図るためには、地籍調査事業を促進する必要がある。(町民課)